

【論点1】被災者の住宅再建・生活再建における保険・共済の役割について

- ・保険・共済はどのような機能・役割をもっているのか。
- ・住宅再建・生活再建の観点から、保険・共済はどこまでの範囲をカバーすることが望ましいか。

■防災・減災の観点からは、「自助」「共助」「公助」のうちの「自助」として保険・共済を位置付けることができる。保険・共済(自助)、災害リスクに晒されている国民・住民同士の支え合い(共助)、行政による防災・減災対策や被災地・被災者支援(公助)の3つが適切な連携を図り、限られた資源・資金を効率的に活用して最大限の効果をあげるようにすることが重要である。

地震保険について

地震保険制度の概要

1. 補償対象

居住用建物と生活用動産(家財)が対象

2. 支払対象の損害

地震・噴火・津波を直接又は間接の原因とする火災・損壊・埋没・流出による損害を補償

3. 契約方法、契約金額

火災保険とセットで契約
地震保険の契約金額は、火災保険の30～50%の範囲内。ただし、建物は5,000万円、家財は1,000万円が上限

4. 保険料と割引制度

保険料は、建物の構造及び所在地により異なる。また、建物の免震・耐震性能に応じた割引制度がある。(最大50%割引)

【年間保険料例(熊本県:木造建物)】

	契約金額	保険料
建物	1,000万円	10,600円
家財	500万円	5,300円
合計	1,500万円	15,900円

* 熊本県は1等地

* 保険料率は平成29年1月から、全国平均で5.1%の引上げが実施されるとともに、等地區分も見直しされる予定。

5. 保険金の支払基準

損害の程度	一部損	半損	全損
保険金額に対する支払割合	5%	50%	100%

* 平成29年1月以降は、4区分に細分化(半損50%⇒小半損30%・大半損60%)

地震保険の世帯加入率

	1994年度	2015年度
熊本県	5.8%	29.8%
九州(熊本除く)	4.3%	23.0%
全国	9.0%	29.5%

* 九州(熊本除く)の火災保険付帯率と世帯加入率は、各県数値を単純平均したものの

* 損害保険料率算出機構資料を基に作成

地震保険金の支払件数・金額 (建物・家財の合計)

	平成28年熊本地震 (H28.9.30時点)		東日本大震災(参考) (H24.5.31時点)	
	支払件数 (万件)	支払保険金 (億円)	支払件数 (万件)	支払保険金 (億円)
熊本県	20.5	3,406	78.4	12,346
その他	3.1	216		
合計	23.6	3,621		

* 日本損害保険協会HPを基に作成

住宅向け「火災保険」の主な概要

1. 補償対象

住宅のみに使用される建物(戸建・共同住宅)と家財

2. 補償範囲

<代表的な例>

火災・落雷・破裂・爆発、風災・ひょう災・雪害、水ぬれ、盗難、水災、破損・汚損等

3. 補償金額の設定

<代表的な例>

◆建物は、標準評価額の範囲内で再調達価額で設定。

◆家財は、家族人数等を参考に再調達価額で設定。

(金額の上限はなし)

4. 販売体制等

◆各損害保険会社が多種多様な商品プランの火災保険を販売

※H26.5被災者に対する国の支援の在り方に関する検討会資料を基に作成。

自然災害に対する保険・共済の役割

リスク分散



社会的連帯
(特に共済や地震保険)

「いつ」「どこで」起こるかわからないが、起きたら大きな損害となる災害リスクを加入者間で分散

科学的知見に限界があることも踏まえ、災害リスクを加入者間で共有

■自助・共助・公助の関係については、平成16年4月1日府政防第361号内閣府政策統括官(防災担当)通知において、住宅の再建等、居住の確保については、保険、共済等の「自助、共助」が基本であり、「公助」でそれを側面的に支援するものとしている。

■地震保険制度の役割については、「地震保険制度に関するプロジェクトチーム」報告書(平成24年11月30日)において、「保険」「連帯」双方のバランスをとることが重要、他の施策や民間独自の上乗せ商品との役割分担を図ることが必要、「自助」「共助」「公助」の適切な連携を図り限られた資源・資金を効率的に活用して最大限の効果をあげることが重要、といった整理がなされている。

「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について(抄)」別紙1「被災者生活再建支援制度の拡充について」
(平成16年4月1日府政防第361号内閣府政策統括官(防災担当)通知)

基本的な考え方は、従来の生活再建支援制度と同様、被災者自らの努力で居住安定を確保しようとする場合に、その早期立ち上げを後押しするものである。住宅の再建等、居住の確保については、保険、共済等の「自助、共助」が基本であり、「公助」でそれを側面的に支援するというものであることに留意されたい。また、事前に住宅の耐震改修、補強を行う等、自らの備えを行うことも重要である。

「地震保険制度に関するプロジェクトチーム」報告書(平成24年11月30日)

1. 総論

(2) 地震保険制度の役割

地震保険は、地震被害を補償する保険金を保険料で賄うという形で地震リスクに備える「保険」であるが、市場原理に基づく「保険」の論理だけでは負担しきれない地震に対する備えを、国の関与の下、社会的な「連帯」の仕組みとして提供しているものと捉えることができる。このように、**地震保険は、「保険」としての側面と「連帯」としての側面**を併せ持っている。

「保険」の側面からは、例えば、**リスクに応じた保険料率の設定により、社会全体の地震に対するリスク量(被害額)を低下させるリスクコントロール機能の向上を図る**という視点が重要である。他方、リスクをそのまま保険料率に反映させると、リスクの高い地域に居住せざるを得ない人々を地震保険から排除することにもなりかねず、「連帯」の観点からは、**社会全体でリスクを分担**することが必要となってくる。地震保険の制度設計にあたっては、いずれかに偏ることなく、「保険」、「連帯」**双方のバランスをとることが重要**である。

また、**地震保険は国の信用力の裏付けがあって初めて成り立つ保険**である。そうである以上、国の信用力を毀損させるようなものであってはならない。このことに留意した上で**首都直下地震や南海トラフの巨大地震が懸念**される中、地震保険の果たすべき役割としてどこまで求めるのか、被災者生活再建支援制度等、**他の施策や民間独自の上乗せ商品との役割分担**も図りながら、地震保険の制度設計を考える必要がある。

さらに、防災・減災の観点からは、「自助」、「共助」、「公助」のうちの**「自助」として地震保険を位置付ける**ことができる。地震保険(自助)、地震リスクに晒されている国民・住民同士の支え合い(共助)、行政による防災・減災対策や被災地・被災者支援策(公助)の3つが適切な連携を図り、**限られた資源・資金を効率的に活用して最大限の効果を**あげるようにすることが重要である。地震保険の制度設計にあたっては、防災・減災の観点から、他の関連施策も視野に入れつつ、全体として整合性の取れたものにしていく必要がある。

■首都直下地震や南海トラフ地震といった大規模災害時には膨大な住家被害が想定されており、公助には限界があることから、住宅再建のためには公的支援や保険・共済を効果的に組み合わせて支援を行う必要がある。

首都直下地震

全壊約61万棟・半壊約67万棟の被害を受け、合わせて約128万棟。

戸数ベースでは全体で約**310万戸**の全半壊被害が想定される。

首都直下地震	全壊	半壊	全半壊棟数※1	全半壊戸数※2
茨城県	1,277	8,979	10,256	12,512
栃木県	84	505	589	689
群馬県	88	610	698	796
埼玉県	97,332	121,148	218,480	367,046
千葉県	42,083	97,421	139,504	231,577
東京都	333,308	286,419	619,727	1,890,167
神奈川県	135,544	154,105	289,649	643,021
山梨県	2	12	14	16
静岡県	3	11	14	18
計	約61万棟	約67万棟	約128万棟	3,145,842

南海トラフ地震

最大(東海地方が大きく被災するケース)で全壊約238万棟・半壊約262万棟の被害を受け、合わせて約500万棟。

戸数ベースでは全体で約**680万戸**の全半壊被害が想定される。

南海トラフ地震	全壊	半壊	全半壊棟数※1	全半壊戸数※2
関東地方	19,113	82,546	101,659	159,688
中部地方	929,017	895,381	1,824,398	2,479,498
近畿地方	686,913	763,840	1,450,753	2,350,409
中国地方	64,180	230,189	294,369	358,760
四国地方	577,975	458,368	1,036,343	1,128,962
九州・沖縄地方	104,867	188,531	293,398	364,949
計	約238万棟	約262万棟	約500万棟	6,842,266

※1・・・首都直下地震対策検討WG報告、南海トラフ巨大地震対策検討WG報告等による。

※2・・・総務省固定資産税概要調書(H26.1)及び住宅・土地統計調査(H25.10)を基に棟数から戸数に変換

■一般に地震保険と水災保険は対象範囲が異なる(水災保険は特約により対象の拡大が可能)。

火災保険
(水災補償含む)

地震保険

火災保険 標準例 家庭用火災保険をご契約いただくお客さまへ

重要事項のご説明

⑤ 保険の対象 契約概要

保険の対象は、「居住用建物」^(注1)(作業場を除きます。)または「家財」^{(注2)(注3)}です。

(注1) 以下のa.～f.は、保険申込書記載の建物が所在する敷地内に設置されていて、記名被保険者の所有するものであれば、保険の対象に含まれます。

- a. 畳、建具、建物設備(建物に定着している電気、ガス、暖房、冷房設備その他の付属設備) b. 建物の基礎 c. 門、塀、垣(かき)
d. 物置、車庫その他の付属建物(延床面積が●㎡未満のもの)^(注4) e. 庭木 f. 屋外設備^(注4)

(注2) 「すまいの保険(6年以上用)」の場合、必ず建物を保険の対象としていただきます。家財のみを保険の対象とすることはできません。

(注3) 貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董、彫刻物その他の美術品も保険の対象に含まれます。ただし、これらに生じた1個または1組ごとに●万円を超える損害については、その損害額を●万円とみなします。●万円を超える補償が必要な場合は、家財の保険金額とは別に、「家財明記物件」として保険金額を設定してください。家財明記物件特約がセットされます。

(注4) 次のa.またはb.の場合は、建物の保険金額とは別に、「屋外明記物件」として保険金額を設定してください。屋外明記物件特約がセットされます。

- a. 「延床面積が●㎡以上の物置、車庫その他の付属建物」を保険の対象とする場合
b. 「屋外設備」の再調達価額が●万円を超え、●万円を超える補償が必要な場合

家財を保険の対象とする場合でも、次のものは保険の対象に含まれないため、これらに生じた損害は補償されません^(注)。

船舶・航空機およびこれらの付属品、自動車およびその付属品(自動車に定着・装備されているもの等)、ラジオコントロール模型およびその付属品、携帯電話等の携帯式通信機器およびその付属品、眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、義歯、義肢、動植物、通貨、小切手、乗車券等、預貯金証書、有価証券、クレジットカード、プリペイドカード、運転免許証、パスポート、設計書、プログラム、データ 等

(注) 盗難に限り、通貨、小切手、乗車券、預貯金証書も保険の対象に含まれます。

⑤ 引受条件(保険の対象、保険金額の設定、保険料決定の仕組み等) 契約概要

- a. 地震保険の対象は「居住用建物」または「家財」です^(注)。これらに該当しない場合は保険の対象とすることはできませんのでご注意ください。
b. 次のものは地震保険の対象に含まれません。

- 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
- 自動車
- 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- 商品、営業用什器・備品その他これらに類する物

(注) 屋外明記物件および家財明記物件には地震保険はセットできません。

【論点2】保険・共済の加入促進に係るこれまでの取組及びその効果について

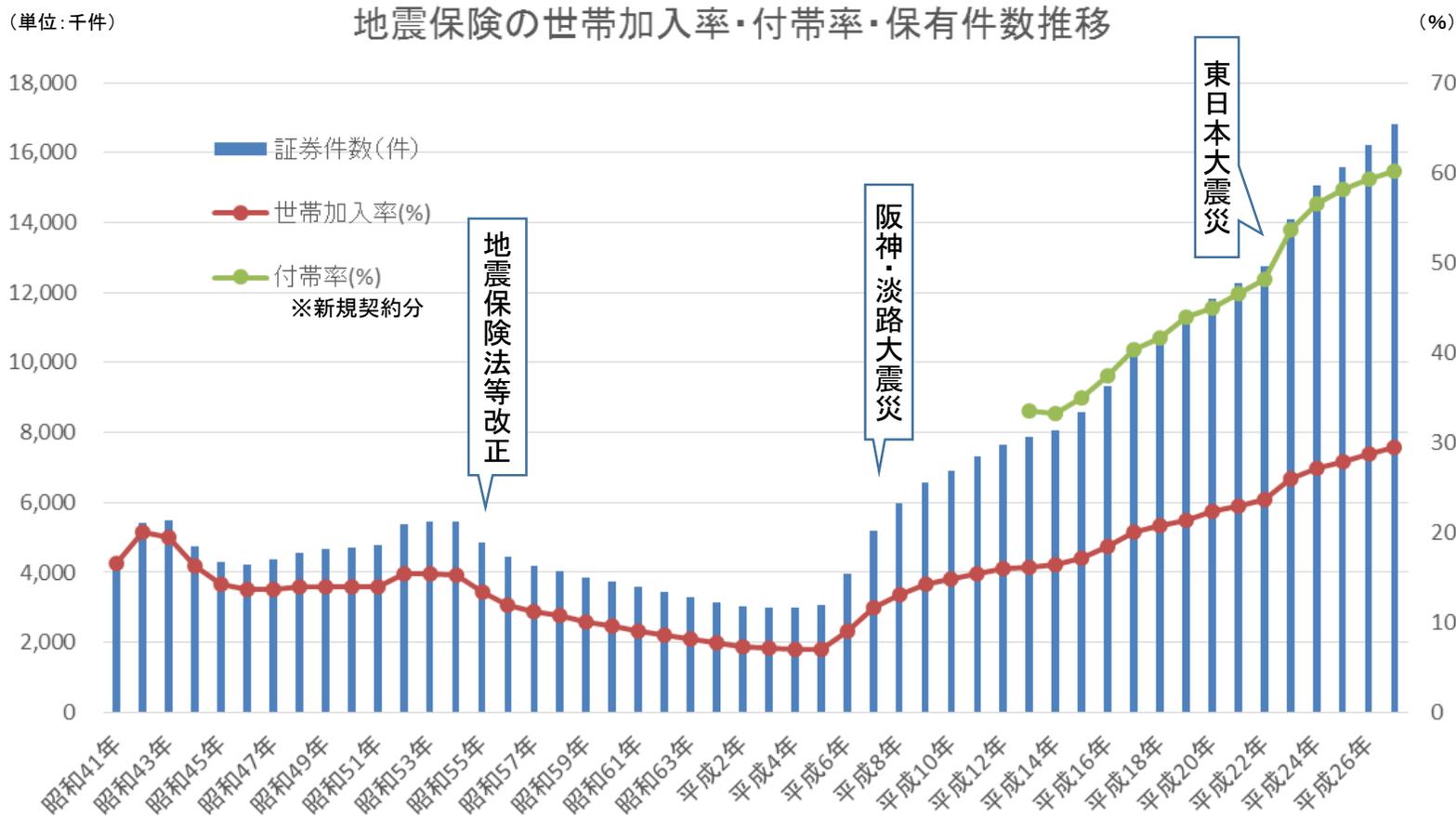
- ・保険・共済の加入の現状はどのようになっているのか。
- ・加入率向上のため、これまでにどのような取組を行ってきたのか。
- ・世帯の属性等によって加入状況に違いはあるのか。
- ・どのような取組が特に効果的であったのか。

○地震保険の沿革

地震保険は、損害保険の一種で地震・噴火・津波による災害で発生した損失を補償する保険で、1966年（昭和41年）に「地震保険に関する法律」に基づき官民が一体となって運営している。地震保険は、独立の保険ではなく、火災保険の契約に付帯する形になっている。

地震損害の巨大性に対処するため、政府が再保険しており保険金の支払の確実性を担保している。

制度創設当初の自動付帯方式は昭和55年の大幅改定の際に全ての家計火災保険への原則自動付帯（契約者の任意で外すことが可能）に一本化され、それに加えてその後も大きな地震災害も発生しなかったことから、契約件数は減少し続けたが、平成7年の阪神・淡路大震災後、地震への備えの必要性に対する認識向上、商品改善、官民による加入促進取組み等により大幅に上昇し、その後の平成23年の東日本大震災を経てさらに上昇を続けている。



出典: 損害保険料率算出機構資料を基に内閣府作成

我が国の地震保険制度の歴史

1878年4月 (明治11年) ・政府招聘ドイツ人経済学者ポール・マイエット、地震・火災・暴風・洪水・戦乱5災害について、国営強制保険制度を提唱

1880年2月 (明治13年) ・横浜を震源とする大規模地震発生→「日本地震学会」創設 (科学的な地震研究スタート)

1881年 (明治14年) ・大蔵省、ポール・マイエット提案を基に「家屋保険法案」上申→政府内での反対により実現せず

1888年10月 (明治21年) ・我が国初の火災保険販売開始
→地震危険については免責条項付に

1891年10月 (明治24年) ・濃尾地震発生→翌年「震災予防調査会」設立 (建築物の耐震性能に係る研究スタート)

1923年9月 (大正12年) ・関東大震災発生→地震免責条項は無効として保険金支払を求める訴訟続出・社会問題化→見舞金支払 (保険金の1割弱)
※大審院判決 (大正15年6月) で地震免責条項の有効性確定

⇒ 関東大震災や福井地震 (1948年) の発生を受け、度々地震保険制度の創設が検討されるも実現せず

1964年6月 (昭和39年) ・新潟地震発生→当時審議中の保険業法改正法案に「速やかに地震保険等の制度の確立を根本的に検討し、天災国というべきわが国の損害保険制度の一層の整備充実を図るべき」との付帯決議
→大蔵大臣、地震災害に際して国民の生活安定に資するための方策について保険審議会に諮問

1965年4月 (昭和40年) ・保険審議会、地震保険制度について大蔵大臣に答申

1966年6月 (昭和41年) ・「地震保険に関する法律」施行
・日本地震再保険株式会社、元受損保の出資により設立 (5月)・業務開始
○付保割合: 30%
○保険金限度額: 住宅90万円、家財60万円
○損害査定区分: 全損 (保険金支払割合 (以下同) 100%)

1972年5月 (昭和47年) ・政令改正
○保険金限度額: 住宅150万円、家財120万円

1975年4月 (昭和50年) ・政令改正
○保険金限度額: 住宅240万円、家財150万円

1978年6月 (昭和53年) ・宮城県沖地震発生

1980年7月 (昭和55年) ・法律・政令改正
○付保割合: 30%~50%
○保険金限度額: 住宅1,000万円、家財500万円
○損害査定区分: 全損 (100%)
半損 (住宅50%、家財10%)

1989年7・8月 (平成元年) ・伊豆半島沖群発地震発生 ※この際、火災保険への原則自動付帯に (任意で外すことが可)

1991年4月 (平成3年) ・政令改正
○損害査定区分: 全損 (100%)
半損 (住宅50%、家財10%)
一部損 (5%)

1995年1月 (平成7年) ・阪神・淡路大震災発生

1996年1月 (平成8年) ・政令改正
○保険金限度額: 住宅5,000万円、家財1,000万円
○損害査定区分: 全損 (100%)
半損 (50%)
一部損 (5%)

- 地震保険については、近年世帯加入率、付帯率とも増加傾向となっているが、共済は必ずしも増加していない。今後発生が予測される大規模な地震災害に備え、保険・共済の更なる加入を促進することが必要。さらに、南海トラフ地震が想定され、また、全国どこでも発生する可能性があることを踏まえ普及啓発が重要。
- 水害(水災補償)についても、加入していない理由として「自宅周辺で水害が起こらない」や「自宅周辺で起こっても自宅建物は被害を受けない」と回答している者が多い一方、「保険料が高い」「保険・共済の存在を知らなかった」等の意見もある。近年の異常気象等も踏まえ、水害への備えの普及啓発が必要ではないか。

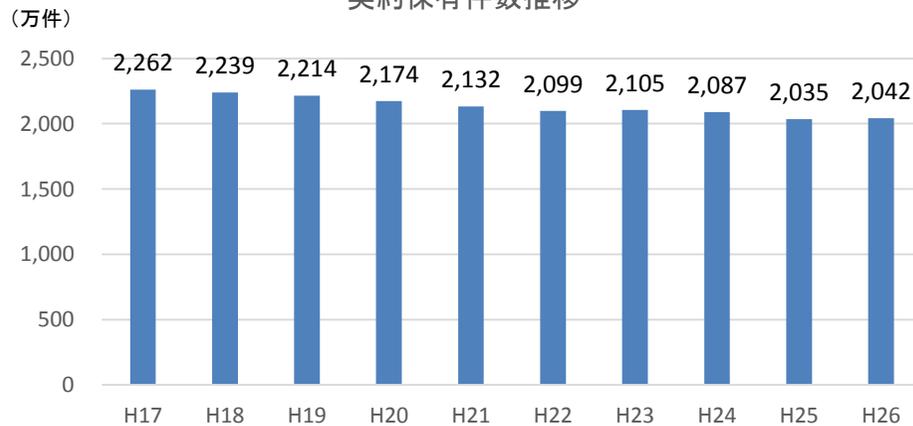
○共済の概要

法律の根拠のある制度共済で、損害保険に類似した保障ないし補償事業である。

共済は、組合員があらかじめ一定の掛金を拠出して協同の財産を準備し、不測の事故等が生じた場合に共済金を支払うことによって、組合員や家族に生じる経済的な損失を補い、生活の安定をはかる助け合い(相互扶助)の仕組み。

近年の共済4団体契約保有件数の推移は、トータルではやや減少傾向となっている。

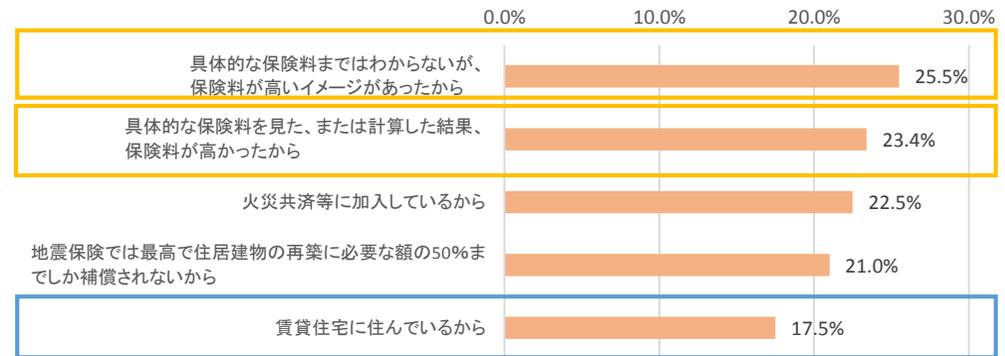
共済(JA共済連・JF共水連・全労済・全国生協連)
契約保有件数推移



注)JA共済・・・建物更生共済件数
JF共水連・・・火災共済と生活総合共済件数
全労済・・・風水火災共済と自然災害共済件数
全国生協連・・・火災共済件数

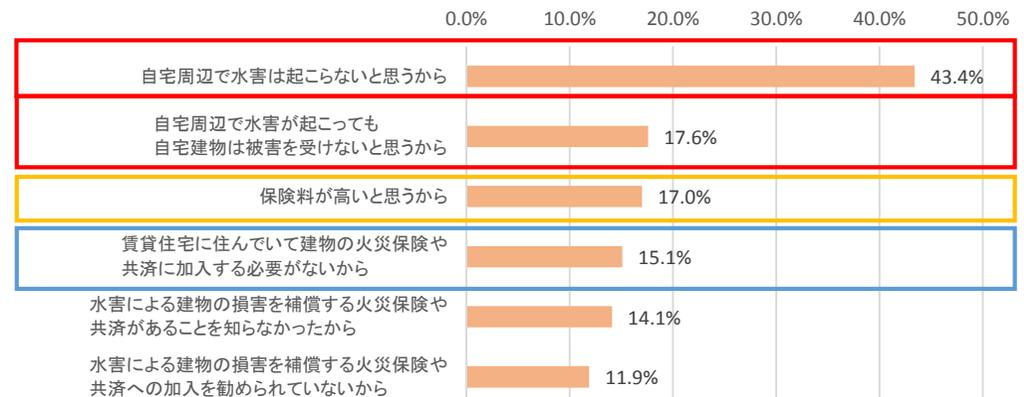
※日本共済協会資料等により内閣府で作成

検討した上で、地震保険に加入しなかった理由(上位5項目)(火災保険のみの加入者)(n=1,671人)



※H26 損害保険料率算出機構「地震危険に関する消費者意識調査」より

自宅建物について水害による損害を補償する火災保険や共済に加入していない理由(n=860人)



※H28.1 内閣府「水害に対する備えに関する世論調査」より

【地震危険に関する消費者意識調査】

住まいの損害保険及び共済の加入状況アンケート(損害保険料率算出機構実施)平成26年8月

■ 保険・共済非加入世帯の割合は、年収が500万円未満の世帯や共同住宅賃貸住宅の世帯で相対的に大きい。

■ 保険料が高いとする者は、「やや高い」も含め過半数を占めたが、「契約金額」や「補償割合」に比べて高いとする者が多い。

■ 共同住宅の共用部分については、地震保険加入者では約8割、地震保険非加入者では約6割が、加入が「必要だと思う」と感じており、「必要ないと思う」の比率を大きく上回った。一方、地震保険加入者・非加入者ともに必要性は高いと感じながらも、そもそも「加入しているのかわからない」者が半数以上を占めている。

		サンプル数	割合
地震保険加入		6,998	45.2%
地震保険非加入	共済(地震あり)	8,500	54.8%
	その他(地震補償あり)	895	5.8%
	火災保険のみ	202	1.3%
	共済(地震なし)	4,491	29.0%
	保険・共済非加入	147	0.9%
総計		15,498	100%

世帯の年収		500万未満	500~700万	700~1,000万	1,000~1,500万	1,500~2,000万	2,000万以上	不詳/答えたくない
地震保険加入		32.2	22.6	18.9	9.4	1.7	1.1	14.1
地震保険非加入		45.4	19.9	14.1	5.3	0.9	0.5	13.9
共済(地震あり)		40.0	21.5	15.6	7.9	1.0	0.8	13.2
その他(地震補償あり)		40.1	28.2	13.9	5.0	1.5	0.5	10.8
火災保険のみ		42.2	21.3	16.1	5.8	1.0	0.4	13.2
共済(地震なし)		36.7	23.8	16.3	3.5	0.0	0.0	19.7
保険・共済非加入		53.2	16.2	10.1	3.9	0.7	0.7	15.2

＜参考＞平成25年住宅・土地統計調査による世帯の年間収入

500万未満	500~700万	700~1,000万	1,000~1,500万	1,500~2,000万	2,000万以上	不詳/答えたくない
62.2	14.8	10.2	4.4	0.9	0.6	6.9

建て方		一戸建て持ち家	一戸建て賃貸住宅	共同住宅持ち家	共同住宅賃貸住宅	その他
地震保険加入		57.9	1.8	24.8	14.9	0.6
地震保険非加入		46.0	4.9	11.2	36.0	1.9
共済(地震あり)		75.2	2.9	10.4	10.0	1.5
その他(地震補償あり)		41.6	4.5	16.3	36.1	1.5
火災保険のみ		50.0	3.8	12.5	32.9	0.8
共済(地震なし)		58.5	1.4	8.2	31.2	0.7
保険・共済非加入		29.8	7.4	8.9	50.0	3.9

＜参考＞平成25年住宅・土地統計調査による住宅の建て方

一戸建て持ち家	一戸建て賃貸住宅	共同住宅持ち家	共同住宅賃貸住宅	その他
51.9	3.6	11.5	32.8	0.2

保険料の印象		高い	やや高い	妥当である	やや安い	安い
地震保険加入		15.4	36.3	44.7	2.7	0.9
地震保険非加入		25.3	36.6	33.1	3.8	1.1
共済(地震あり)		19.7	35.8	40.3	2.9	1.3
その他(地震補償あり)		15.3	40.1	39.1	4.8	1.0
火災保険のみ		27.8	37.8	30.4	3.2	0.7
共済(地震なし)		23.8	41.5	30.8	3.4	0.7
保険・共済非加入		23.8	34.5	34.9	8.1	1.7

・共用部分の地震保険加入の必要性
 【居住する住居建物の属性で「共同住宅(マンション等)・持家」と回答した人に対する質問
 (東日本大震災で被災した共同住宅(マンション等)の修復や再建にあたり、共同住宅(マンション等)の共用部分が地震保険に加入していた場合と加入していなかった場合では、資金的余裕にかなり差があったようですが、あなた自身はどう思いますか。)

		サンプル数	必要だと思う	必要ないと思う	その他	わからない
地震保険加入		1,733	78.9	2.3	0.6	18.2
地震保険非加入	共済(地震あり)	948	60.4	7.6	0.5	31.4
	その他(地震補償あり)	93	77.4	4.3	0	18.3
	火災保険のみ	33	72.7	9.1	0	18.2
	共済(地震なし)	563	59.9	7.5	0.7	32
	保険・共済非加入	12	66.7	0	0	33.3
保険・共済非加入		247	53.4	9.3	0.4	36.8

・共用部分の地震保険加入の有無
 【居住する住居建物の属性で「共同住宅(マンション等)・持家」「共同住宅(マンション等)・賃貸住宅」と回答した人に対する質問】

		サンプル数	加入している	加入していない	わからない
地震保険加入		2,777	39.9	5.5	54.5
地震保険非加入	共済(地震あり)	4,015	9.4	24.9	65.8
	その他(地震補償あり)	183	29.5	19.7	50.8
	火災保険のみ	106	33	4.7	62.3
	共済(地震なし)	2,040	8.7	24.2	67.2
	保険・共済非加入	58	8.6	29.3	62.1
保険・共済非加入		1,628	6.4	27.5	66.1

平成28年1月「水害に対する備えに関する世論調査」(内閣府)

概要

- 調査対象: 全国20歳以上の日本国籍を有する者 3,000人 有効回収数 1,801人(回収率 60.0%)
- 調査時期: 平成28年1月7日～1月17日(調査員による個別面接聴取)
- 調査目的: 水害に対する備えに関する国民の意識を把握し、今後の施策の参考とする。
- 調査項目: 水害に対する認識、水害による建物・家財の被害に対する備え、水害による損害を補償する火災保険や共済への加入意向

保険・共済の加入状況

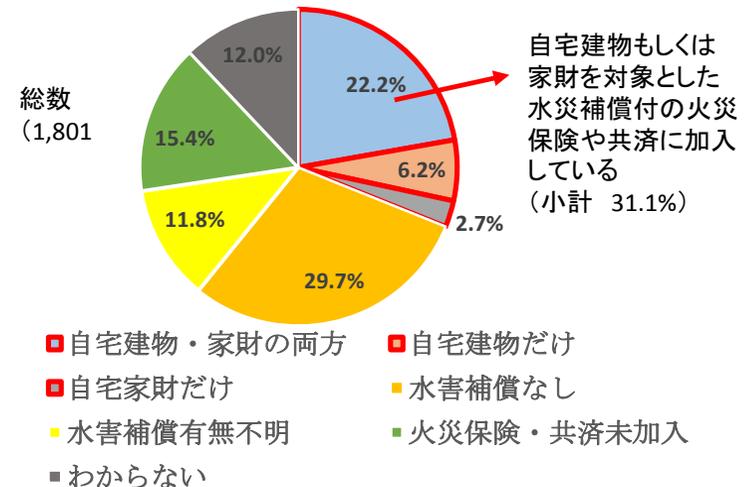
内閣府が平成28年1月に実施した「水害に対する備えに関する世論調査」において、自宅建物もしくは家財への水災補償付の火災保険や共済に加入していると回答した者は全体の3割にとどまっている。

こうしたことから、災害により損害を受けた住宅の再建等を円滑に進め、被災者の生活の早期再建を図るため、保険・共済の普及促進について検討する必要がある。

世論調査結果(次ページ以降)から伺える水害保険の傾向:

- ・20～50歳代の加入率が低い。
- ・被害を受ける可能性を認識している人の加入率は相対的に高い。
- ・被害の可能性を認識しているにもかかわらず加入していない理由として、「掛金が補償に見合わない」「補償内容・相談先を知らない」等が挙げられる。

水害による損害を補償する火災保険や共済への加入状況



建物・家財に係る保険・共済の加入状況と未加入の理由

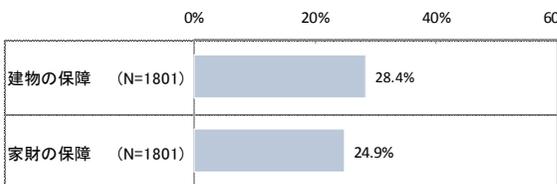
平成28年1月「水害に対する備えに関する世論調査」(内閣府)

【確認の視点】建物・家財に係る水害保険・共済の加入状況と未加入の理由は何か。

- 自宅建物について水災補償をつけていると回答した割合は28.4%、家財について水災補償をつけていると回答した割合は24.9%となっている。(自宅建物若しくは家財のいずれかについて水災補償をつけていると回答した割合は31.1%)
- 【水害は起こらない】と思うことを理由に挙げている回答者が最も多いが、そのほか多様な意見もあるため、**水害保険・共済の加入を促進するためには、未加入の理由に対して幅広い対応が求められる。**

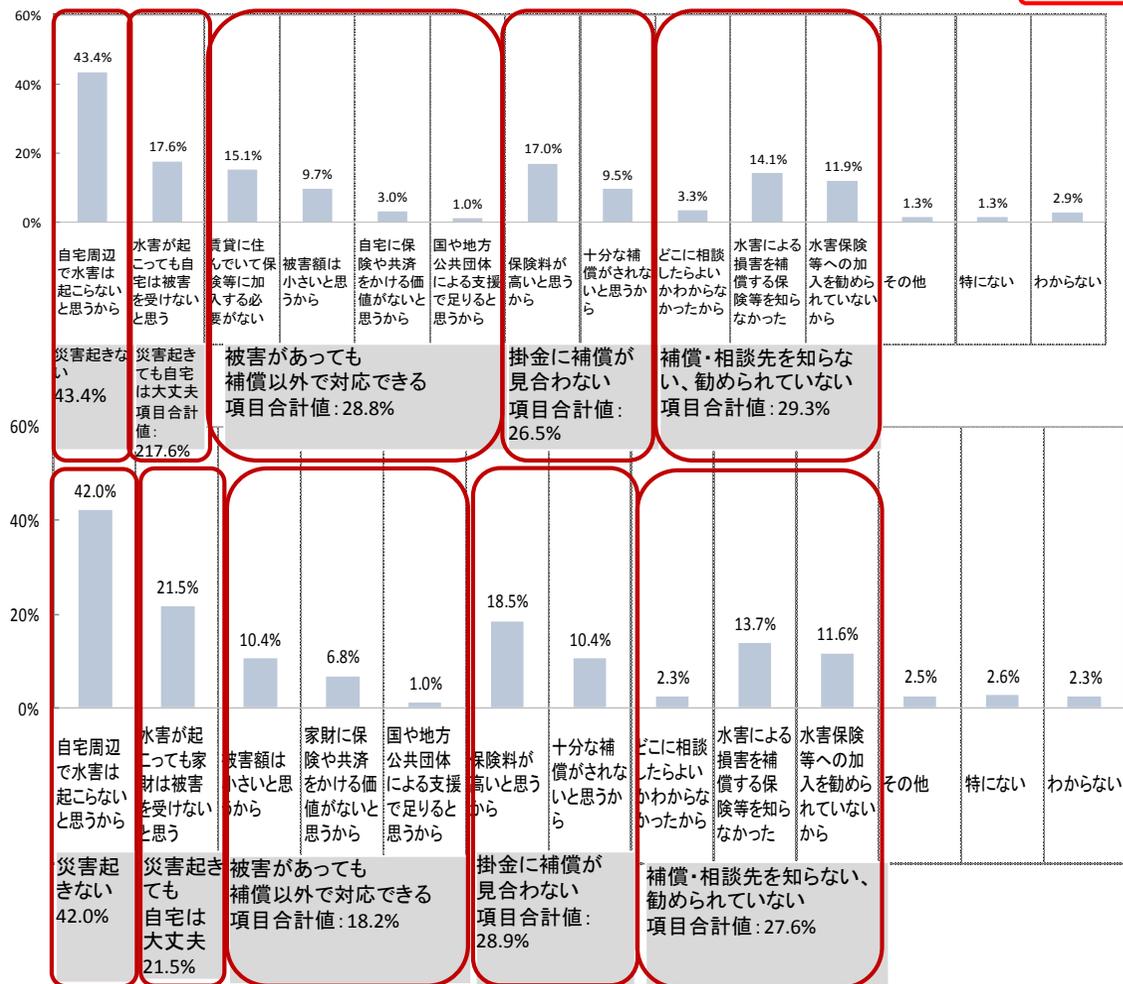
加入率

択一回答



未加入理由

複数回答



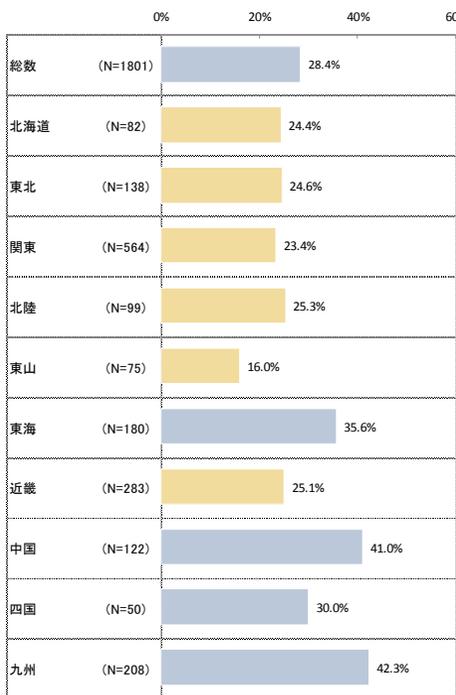
属性別『建物』に係る水害保険・共済の加入率に係る分析

平成28年1月「水害に対する備えに関する世論調査」(内閣府)

【確認の視点】属性ごとの建物に係る水害保険・共済の加入状況の違いはどうなっているか。

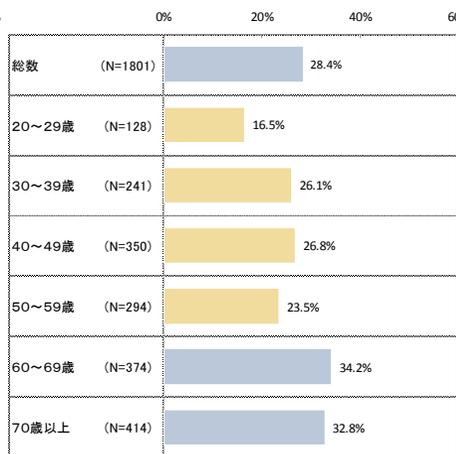
- 地域、年齢、被害リスクの認識、居住区分(持家・賃貸)により、加入率には差が生じている。
- 自宅の被害リスクを認識している人は「加入している」と回答した割合が相対的に高いものの、加入率は3割台にとどまっている。

地域



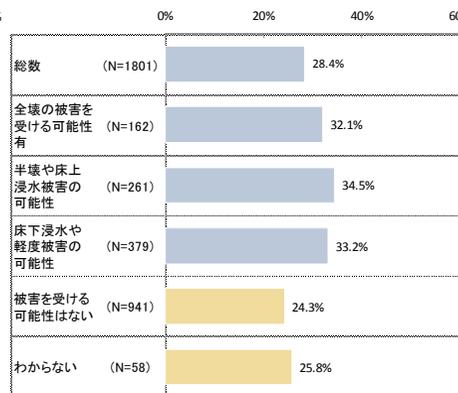
水害リスクの高い地域ほど加入が進んでいる。

年齢



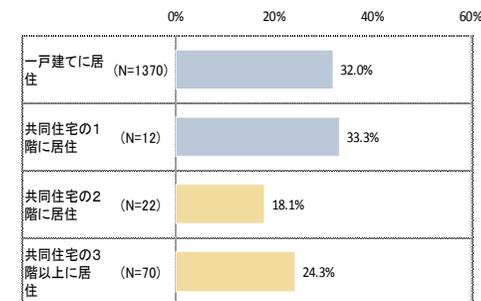
特に20歳代～50歳代の加入が進んでいない。

被害リスクの認識



被害を受ける可能性を認識している人の加入率が高い。

居住区分(持ち家)



共同住宅の2階に居住している者の加入率が低い。

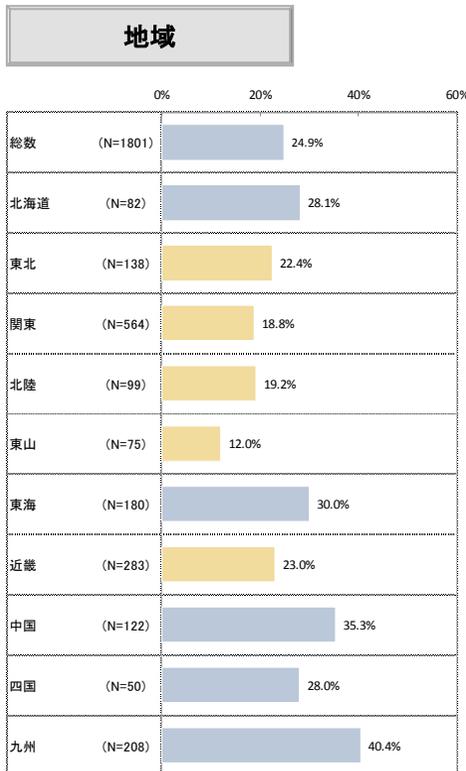
一戸建て、共同住宅の1階で加入が進んでいる。

属性別『家財』に係る水害保険・共済の加入率に係る分析

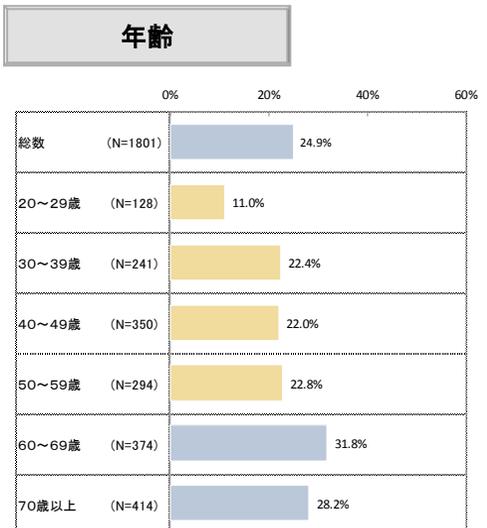
平成28年1月「水害に対する備えに関する世論調査」(内閣府)

【確認の視点】属性ごとの家財による水害保険・共済の補償加入状況の違いはどうか

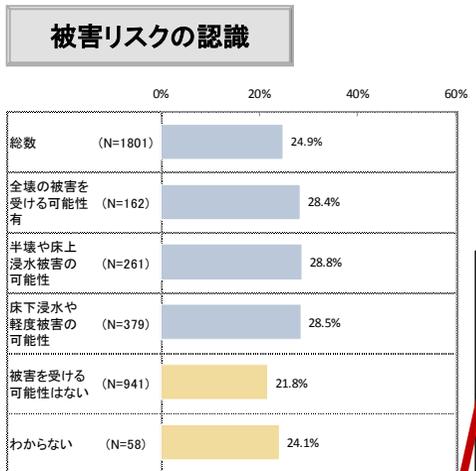
- 建物の補償と同様に、地域、年齢、被害リスクの認識、居住区分(持家・賃貸)により、加入率には差が生じている。
- **建物と同様に被害リスクを認識している人は、加入していると回答した割合が相対的に高いものの、加入率は2割台にとどまっている。**
- なお、『建物』の補償に比べ、賃貸と持家の間の加入率のポイント差は小さくなっている。



(建物補償と同傾向)

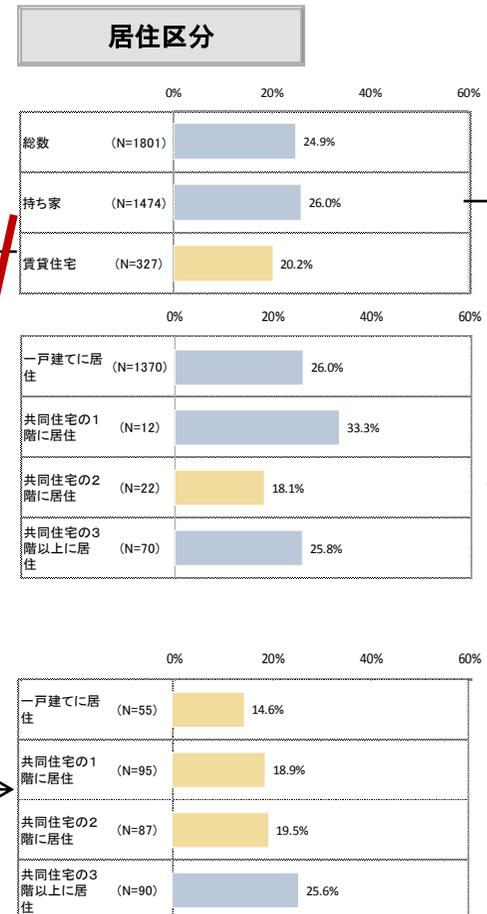


(建物補償と同傾向)



(建物補償と同傾向)

賃貸住宅の加入率が低い



【年齢別】『建物』補償の未加入の理由(1)

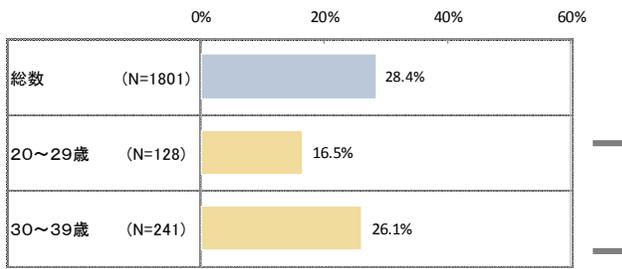
平成28年1月「水害に対する備えに関する世論調査」(内閣府)

【確認の視点】水害による建物への補償加入率が低い年齢層とその理由は何か。

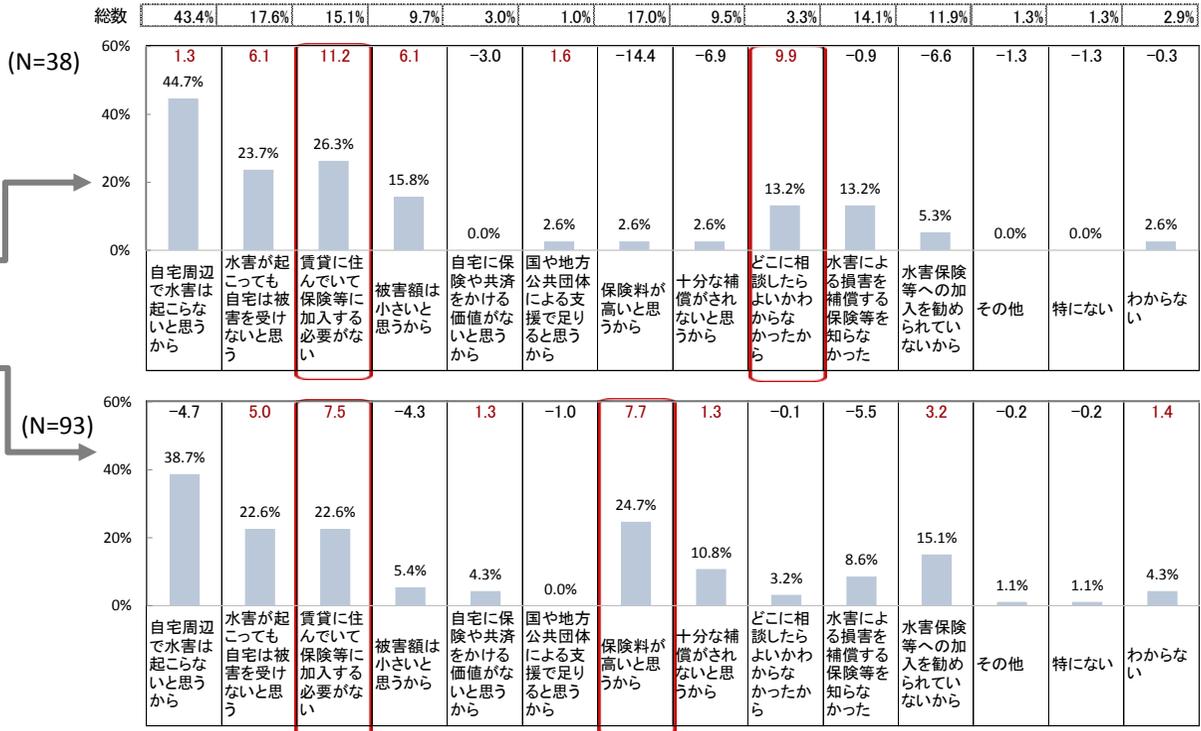
- 「20-29歳」「30-39歳」いずれも加入率が平均より低くなっている。
- その理由として「20-29歳」では【賃貸に住んでいる】【相談先がわからない】、「30-39歳」では【保険料が高い】【賃貸に住んでいる】等が全体平均より高い水準となっている。

年齢層(1/2)

択一回答



【未加入の理由】



複数回答

※各グラフ上部の数値は平均値との差分を表す(正数は平均値より高い数値を表す)

【年齢別】『建物』補償の未加入の理由(2)

平成28年1月「水害に対する備えに関する世論調査」(内閣府)

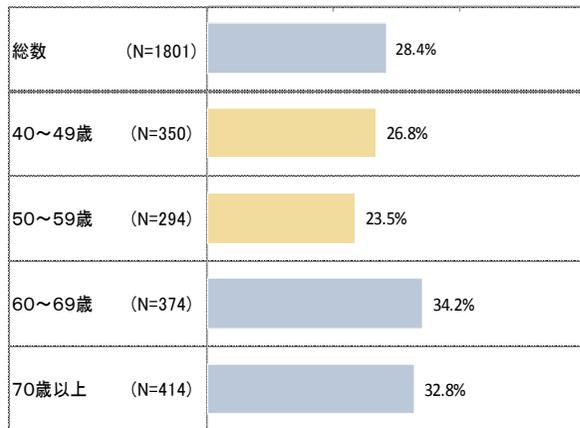
【確認の視点】水害による建物への補償加入率が低い年齢層とその理由は何か。

- 「40-49歳」「50-59歳」で加入率が平均より低くなっている。
- その理由として「40-49歳」では『賃貸に住んでいる』『水害補償の保険を知らなかった』等が全体平均より高い水準となっている。

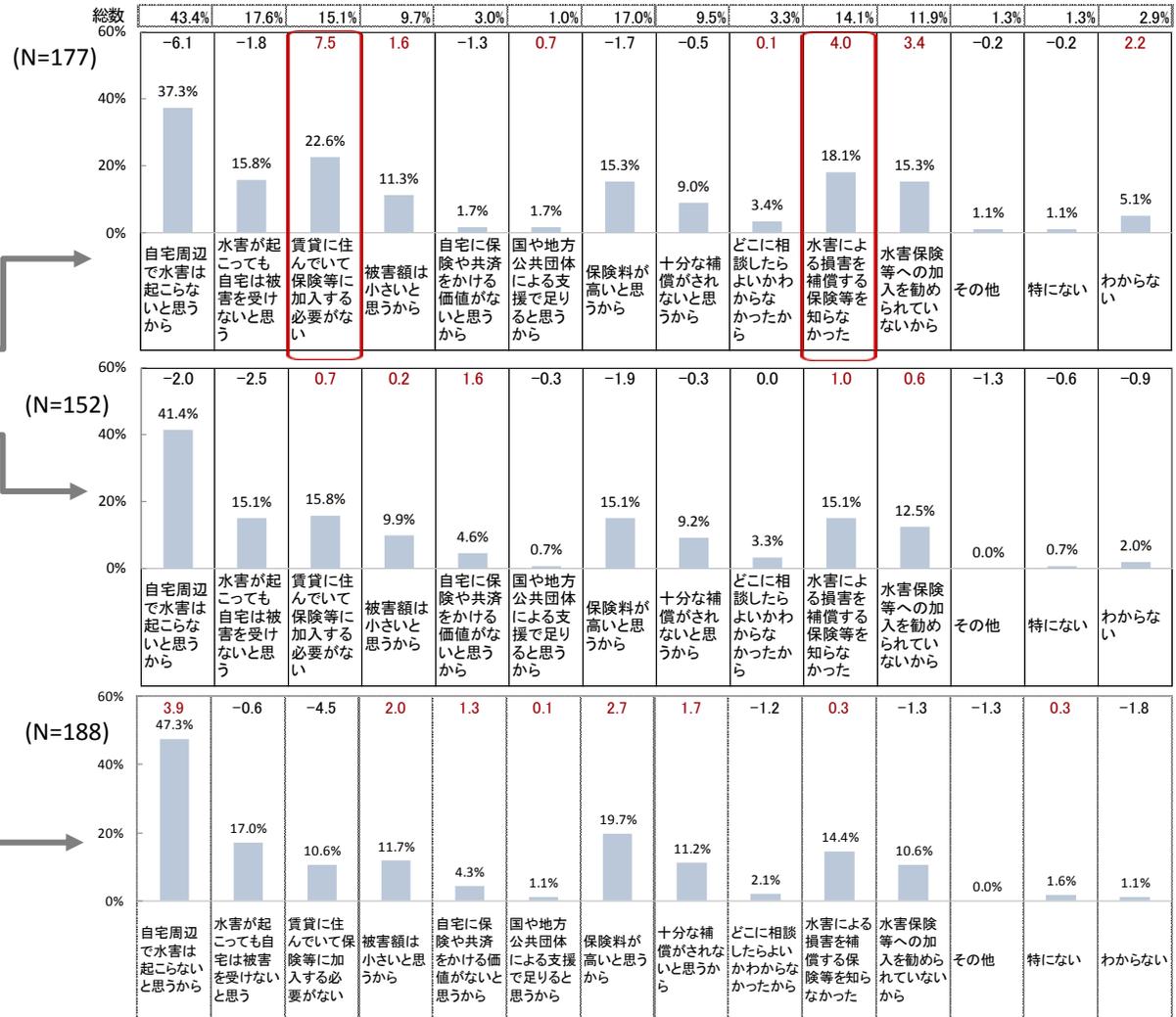
年齢層(2/2)

択一回答

<加入率>



【未加入の理由】



複数回答

※各グラフ上部の数値は平均値との差分を表す(正数は平均値より高い数値を表す)

【確認の視点】被害発生の可能性を認識しつつも、建物に係る水害保険・共済に未加入の理由は何か。

➤ 被害の可能性を想定しているものの保険・共済に加入しない理由として、「掛金に補償が見合わない」ことに関連する項目の割合が高くなっているが、【半壊～床上浸水の可能性】【床下浸水の可能性】を認識している回答者では「補償内容を知らない・加入を勧められていない」に関連する項目を挙げる比率も高くなっている。

水害に対する認識

【未加入の理由】

(N=74)

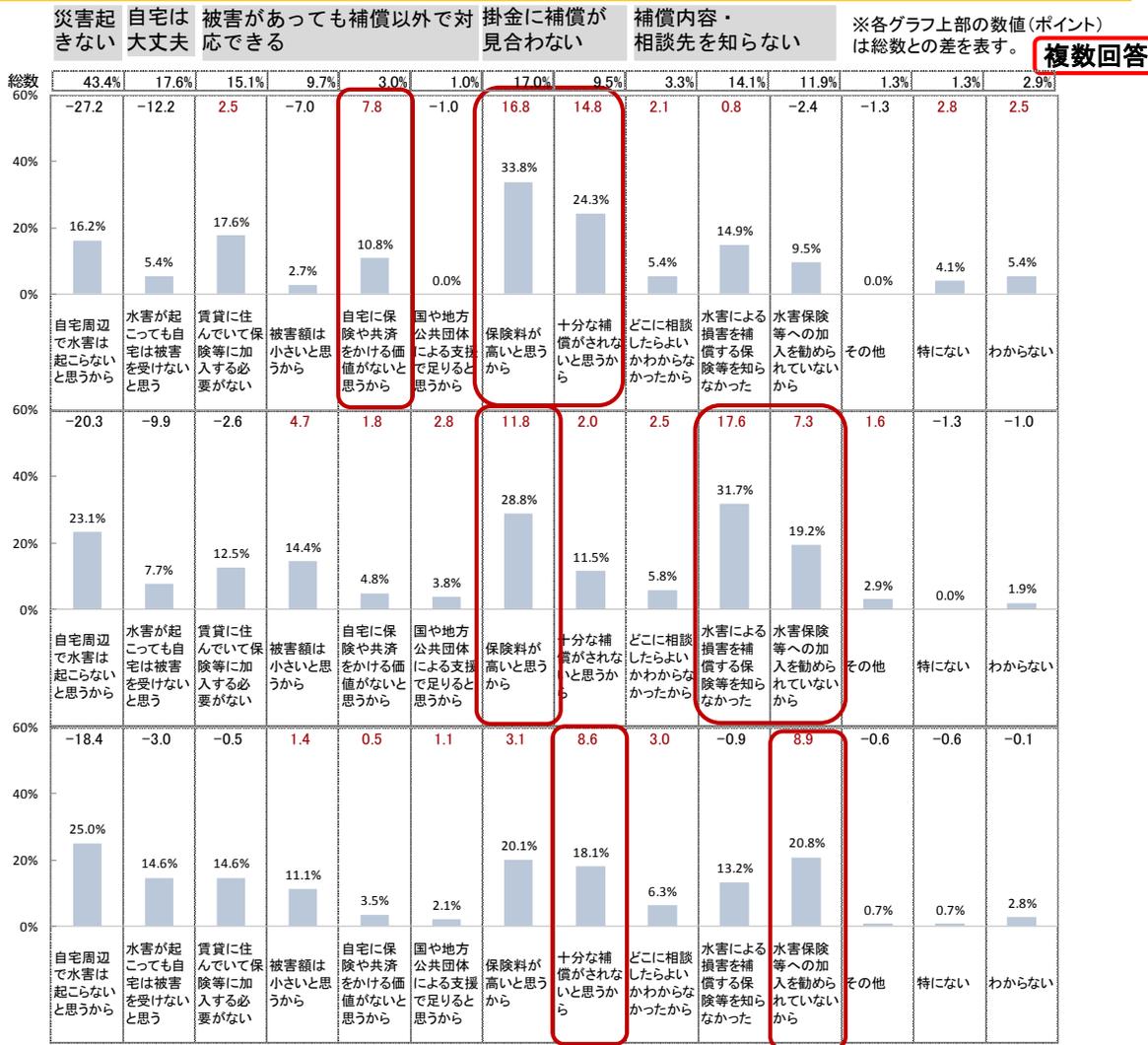
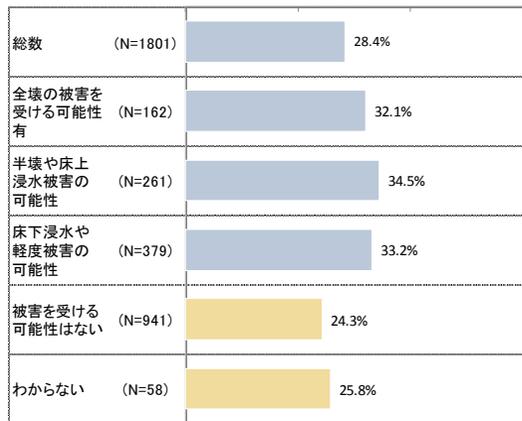
(N=104)

(N=144)

赤囲みの個数

択一回答

<加入率>



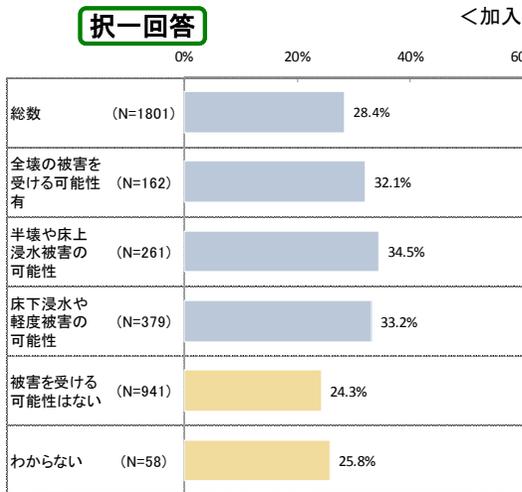
※各グラフ上部の数値(ポイント)が正数のものは、当該属性の回答者があげた比率が回答者全体より高い項目。5ポイント以上のものに赤囲み

【確認の視点】被害発生の可能性を認識しつつも、家財に係る水害保険・共済に未加入の理由は何か。

➢ 被害の可能性を想定しているものの補償に加入しない理由として、建物補償と同様に『掛金に補償が見合わない』ことに関連する項目の割合が高くなっていることに加え、『家財に保険を掛ける価値がない』とする回答も多くなっている。

水害に対する認識

択一回答



<加入率>

【未加入の理由】

(N=80)

(N=119)

(N=162)



複数回答

赤囲みの個数

1 1 3 2 1 2

※各グラフ上部の数値(ポイント)は総数との差を表す。(数値(ポイント)が正数のものは、当該属性の回答者があげた比率が回答者全体より高い項目)

普及促進の取組事例

- 保険・共済の普及促進については、国・自治体・業界団体・各損保会社・各共済組合等がマスメディアを通じた広報活動、キャンペーン実施、セミナー開催・講師派遣等、様々な手段により実施。
- わかりやすい募集・説明のためのガイドライン作成も業界団体において実施されている。

地震

□よりわかりやすい募集文書・説明のあり方に関する取組み【日本損害保険協会】

平成24年9月に有識者を委員とするタスクフォースを設置。その報告書の趣旨を踏まえ、平成25年9月に重要事項説明書に関連するガイドラインを改定。

□大学生や一般消費者等に対する「講師派遣活動」の推進【日本損害保険協会】

損害保険の商品や概要の理解促進を図るため、大学生や一般消費者等を対象とした講座や講演会に、損害保険協会から講師を派遣している。

□保険・共済の内容が理解しやすいよう、パンフレットやリーフレットを作成。【日本損害保険協会、全労済】

□平成7年よりテレビ・新聞・ラジオ・インターネット等の広告、損保協会関係者によるテレビ番組出演など、マスメディアを通じた「地震保険広報活動」を実施。【日本損害保険協会】

□平成28年9月5日 地震保険制度創設50周年記念フォーラム

地震保険のこれまでの歩みを振り返り、一層の普及促進に向けた取組みの足掛かりとすることを目的に開催。

有識者によるパネルディスカッション等を実施。

□平成28年11月 地震保険・共済加入促進キャンペーン

地震保険・共済を扱う関係団体と長野県により実施。

- ・街頭啓発 ・防災セミナーの開催
- ・ポスター掲示による啓発

風水害

自然災害(風災・水災・雪災等)を補償する損害保険

すまいの保険

すまいの保険(火災保険)では、火災だけでなく、風災・水災・雪災・落雷などの風水災等による損害を補償する商品があります。台風や豪雨などの風災による損害や、火災などの震災による損害について、一定額以上に達するものであれば補償の対象としています。



※すまいの保険(火災保険)で補償される風水災等による被害

くるまの保険*

くるまの保険(任意の自動車保険)では、「自然災害」を付けていると、台風や洪水などの風水災等によって自動車に被害があった場合に保険金が支払われます。

からだの保険*

からだの保険(傷害保険)では、台風や洪水などの風水災等によってケガをした場合に、保険金が支払われます。

ご契約されている損害保険が風水災等を補償する損害保険に該当するか、詳しくは損害保険会社または代理店にお問い合わせください。

損害保険に関するご相談は「そんぽADRセンター」まで。(※受付時間 9:15~17:00)

0570-022808 03-4332-5241

一般社団法人 日本損害保険協会 URL: <http://www.jorpo.or.jp>

日本損害保険協会作成

■「水害時の避難・応急対策検討ワーキンググループ」においても、災害時の住宅等の復旧には保険や共済への加入が必要であり、居住地の水害リスクや、保険・共済への加入の必要性についての理解を促進することが重要であることが報告されている。

1. 水害に強い地域づくり 水害保険・共済の普及促進

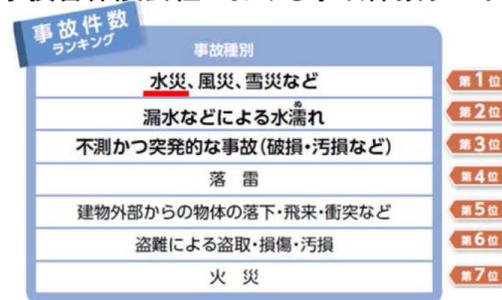
実態・課題

- 住宅・家財の被害に対する「自助」による備えが十分ではない被災者がいた。
- 被災者生活再建支援金は見舞金的な性格であり、住宅等の復旧には保険や共済への加入が必要。

○水害保険・共済に関する理解を促進するため、保険・共済の補償対象や補償額等について一層わかりやすい情報提供を進めるためのガイドラインを策定

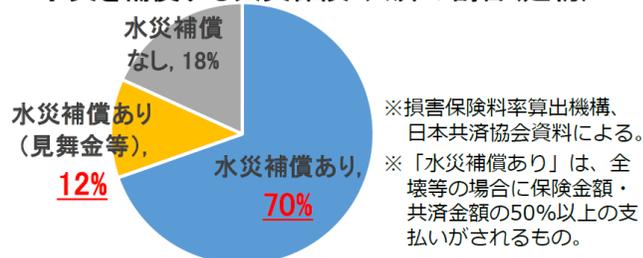
○居住地の水害リスクや、保険・共済への加入の必要性についての理解を促進するため、国や地方公共団体が普及啓発活動に活用できるパンフレットを作成し、ホームページに掲載

大手損害保険会社における事故件数ランキング



※地震保険の保険金支払実績を含まない。

水災を補償する火災保険・共済の割合(建物)



水災補償の有無による保険料の差(建物)

	年間保険料試算(建物)		水災補償の有無による年間保険料の差は、0.3万円～0.9万円程度
	木造一戸建	鉄骨造一戸建	
水災補償あり	3.2万円～8.4万円	1.6万円～2.9万円	
水災補償なし	2.3万円～7.5万円	1.3万円～2.6万円	

※保険料試算例(年間)は大手損害保険会社の商品における標準的な補償プランによる参考値。(2000年築・保険金額2000万円・1年契約)

今後の具体的な取組

- 保険・共済による災害への備えの促進に関する検討会の開催
- 「保険・共済の情報提供ガイドライン(仮称)」の策定
- 保険・共済の普及啓発のためのパンフレット作成、ホームページへの掲載

【論点3】保険・共済の加入の目標設定について

- ・特にどのような世帯について保険・共済の加入を促進すべきか。
- ・保険・共済の加入についてどのような目標を持つべきか。
- ・目標達成のため、どのような施策を講ずるべきか。

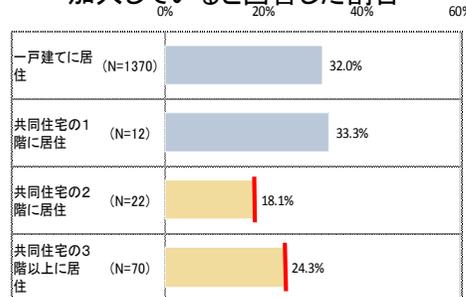
持家世帯の保険・共済の加入件数・割合(建物のみ)(試算)

	火災補償あり	水災補償あり※3	地震補償あり
保険	2,091万件※1(60%※4)	1,495万件※1(43%)	1,036万件(33%)※5
共済	1,173万件※2(34%)	775万件※2(22%)	/
保険+共済 (単純合計)	3,263万件(94%)	2,270万件(65%)	
保険+共済 (重複を考慮※6)	2,856万件(82%) ※保険・共済契約なし18%	1,986万件(57%)	

- ※1 損害保険料率算出機構資料による。(2014年度末における全保険会社の建物(住宅)を対象とした火災保険保有契約を集計)
 ※2 日本共済協会資料による。(2014年度末におけるJA共済連、JF共水連、全労済、全国生協連の建物(住宅)を対象とした共済保有契約を集計。住宅のみのデータ抽出が困難なものを除く。)
 ※3 全壊等の場合に保険金額・共済金額の50%以上の支払いがされるもの。
 ※4 火災・水害の持家世帯は、総務省「2014年度住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」の総世帯数(5,641万世帯)に、総務省「平成25年住宅・土地統計調査」の持家世帯割合(61.5%)を乗じ、3,469万世帯と推計。
 ※5 地震保険の持家世帯における加入件数及び加入率は、「地震保険制度に関するプロジェクトチーム」フォローアップ会合第2回(H25.12)資料による。
 ※6 平成22~26年度に発生した自然災害により被災し、被災者生活再建支援金の支給を受けた世帯に対するアンケート調査によると、複数の保険・共済へ加入している人がいるため、契約者数は契約件数合計の87.5%。(N=5,752人)

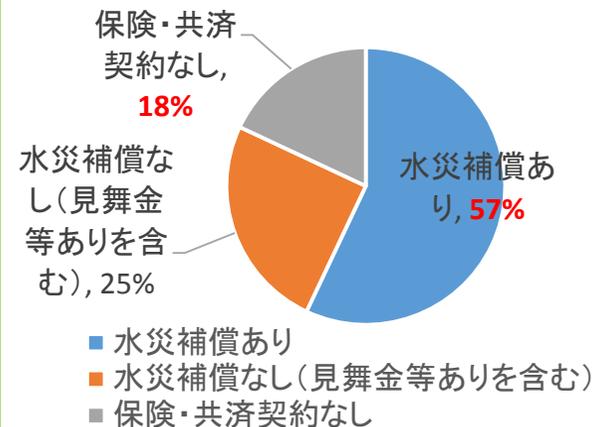
- 一定の仮定を基に試算すると、持家世帯の57%が建物の水害保険・共済に加入している。また、持家世帯の33%が建物の地震保険に加入している。
- 保険・共済に加入していない世帯の中には、物理的・経済的に災害リスクが低い世帯もあることから、必ずしも全ての世帯の加入を目標とする必要はないと考えられるが、被災により住宅再建が困難になる層、特に低所得世帯や災害リスクの高い地域に居住している世帯を中心に一層の加入向上が必要ではないか。

持家世帯のうち、水害保険・共済に加入していると回答した割合

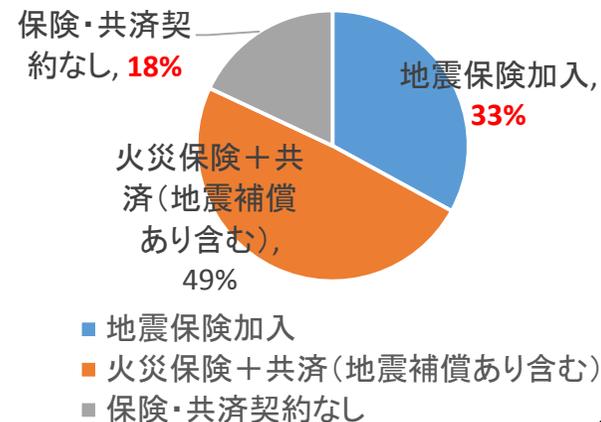


※水害に対する備えに関する世論調査(H28.1)

『水災補償あり』の加入状況



地震保険の加入状況



■保険・共済の加入目標を考える上で、世帯毎の被災リスクや経済的リスクに応じた保険・共済の必要性を検討する必要があるのではないかと。

加入率向上が必要な層
についてのイメージ(案)

被災リスク
高

- ・洪水や津波の浸水想定区域
- ・土砂災害警戒区域
- ・南海トラフ地震等の想定被災地域
- ・火山近傍の地域 等

加入率向上が
必要な層

特に加入率向上が
必要な層

経済的リスク
低

- ・十分な貯蓄があり、
自己資金で住宅再建が
可能な世帯 等

経済的リスク
高

- ・住宅ローン保有世帯
- ・低所得世帯
- ・預貯金が少ない世帯 等

加入率向上の
必要性が
比較的低い層

加入率向上が
必要な層

被災リスク
低

- ・(水害における)マンションの上層階 等
- ※相対的に被災リスクの小さい地域でも
地震等の自然災害はいつどこで発生
するかわからないことに留意が必要。

諸外国の地震保険制度について

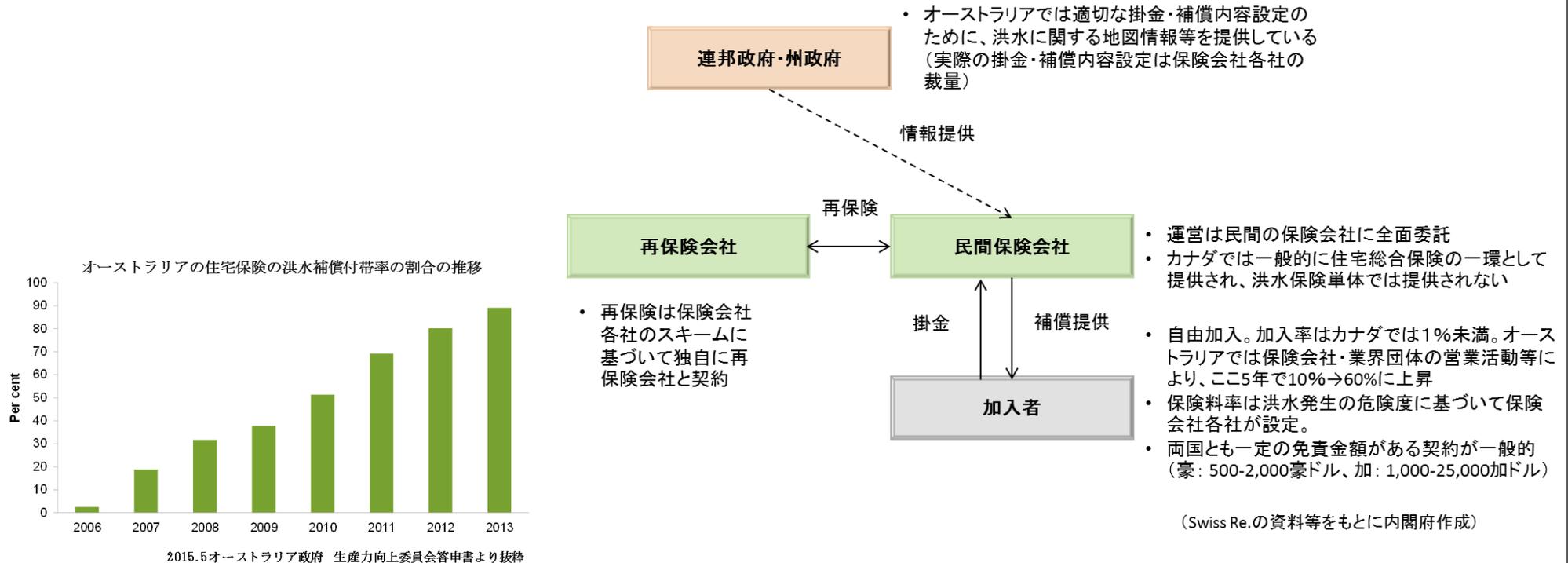
国・制度	日本	米・カリフォルニア州	ニュージーランド		トルコ	台湾	アイスランド	スペイン	日本
	地震保険	地震保険	EQCover	地震特約	地震保険	住宅建物地震保険システム	自然災害保険	異常リスク保険	JA建物更生共済
運営主体 (国の関与)	民間が元受。民間会社は日本地再社にすべて出再。地再社は政府と民間会社に再々保険。	CEA(州政府の地震公社)が保険責任全て引受。政府は非関与。CEAに非加盟者は独自商品販売。	EQC(地震委員会(政府認可法人))支払総額がEQCの支払能力を超過した場合、政府保証(無限責任)	民間の独自保険(個々のEQC契約の限度額(住宅建物ではNZ\$100,000)を超える部分の補償)	TCIP(トルコ災害保険プール(公法人))が全ての責任引受け、資金不足の際は政府が支援。	TREIF(住宅地震保険基金(政府設立財団法人))と民間が1,680億円まで責任引受。超過分は政府再保険。	アイスランド自然災害保険会社(政府100%所有)が独立採算で運営。支払困難の際は民間融資を政府保証。	CCS(保険補償協会)(異常リスクを補償する国営の保険会社)	農協法による独自共済
対象物件 (強制・任意)	居住用建物、生活用動産(任意)	住宅、家財(任意)	住宅建物、家財、宅地(建物は火災保険が実質強制)	住宅建物、家財、企業建物(任意) ※住宅建物は90%程度が加入。	都市部の建物・公的 事業建物(強制) 村落の建物、商業建物等(任意)	住宅建物(強制)	建物、公共インフラ(公共インフラは海外の保険可)(強制) 動産(任意)	建物・収容物、傷害・生命、事業損失(各保険の加入自体は任意)	建物・家財・営業備品等(任意)
付帯方法	火災保険に原則付帯(付帯否も可)	火災保険に付帯できる旨説明義務	火災保険に自動付帯(住宅建物は実質強制)	火災保険に任意付帯	独自に締結(火災保険と別)	火災保険に強制付帯	火災保険に自動付帯(建物は強制)	火災保険・障害保険等、法定保険に対し強制付帯	建物更生共済に担保組み込み
担保リスク	地震・噴火・津波	地震による損壊	地震、地滑り、噴火、地熱活動、津波	地震、地滑り、噴火、地熱活動、津波	地震による物質的損害	地震	地震、噴火、地滑り、雪崩、洪水	地震、洪水、暴風、津波、噴火、テロ、暴動	火災等、自然災害、地震・噴火・津波
料率	等地(4区分) 構造別(2区分) の8区分 耐震割引等	地域別(19区分)、構造別(8区分)、階級耐震割引等 0.36~9.0%	一律0.5%	住宅は一律。企業建物は区分あり。	等地(5区分) 構造別(3区分) の15区分 住宅建物0.44~5.50%	一律1.2158%	一律0.25%	一律0.08%	地域区分なし
引受限度額・契約上の制限	30~50建物5,000万円、動産1,000万円	建物:保険価額(限度なし) 家財:US\$5,000~100,000	住宅建物: NZ\$100,000 家財: NZ\$20,000	EQC物件:保険価額-EQC補償額、その他:保険金額	平均的住宅の再築費用を上限	120万台台湾ドル	引受限度なし	引受限度なし	建物更生共済の限度額:5億円
保険金支払の制限	建物主要構造部損害割合3%(動産10%)以上支払	ディダクティブル:保険金額の15%控除方式	建物:NZ\$200を最小に損害額の1%ディダクティブル、家財:NZ\$200ディダクティブル	EQCの支払で不足する額を支払う。	ディダクティブル:損害割合2%控除方式	全損のみでん補(損害割合50%超過取り壊し命令時のみ)	ディダクティブル:損害額の5%控除方式	付帯保険による。	全体の損害割合5%以上支払

諸外国の保険制度【オーストラリア・カナダ(水害含む)】

- オーストラリア・カナダともに洪水被害が多い国。両国とも洪水に関する保険は自由加入。
- 政府は保険会社が適切な掛金・補償内容を設定できるように、洪水に関する地図情報等を提供している。
- カナダの加入率は1%未満、オーストラリアでは保険会社・業界団体等の営業活動等により、ここ5年で加入率が10%⇒60%に上昇。
2015年5月のオーストラリア政府生産力向上委員会の答申書においても、住宅保険の洪水補償付帯率は90%以上と報告されている。

オーストラリア・カナダ

- オーストラリア・カナダともに洪水被害が多い国であるが、両国とも洪水に関する保険は自由加入である。
- 民間保険会社が運営しており、政府の直接的な関与は薄い。



オーストラリアの洪水保険

政府の取組

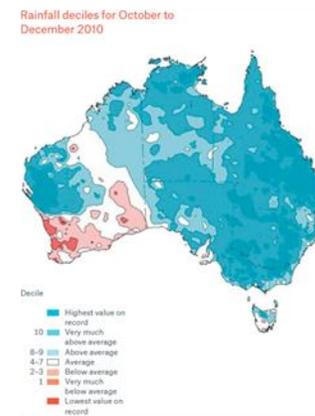
- オーストラリアでは、2011年の国内東部の洪水被害を踏まえthe National Flood Risk Information Project (NFRIP)を立ち上げた。ここでは洪水関連情報への一元的なアクセス提供および洪水リスクの意識啓発が主な目的とされている。
 - 例えば、NFRIPの一環であるAustralian Flood Risk Information Portalでは、洪水に関する研究成果がウェブGIS上から一元的にアクセスできる（左図）。
- 気象局も降水量や干ばつ等についてポータルを提供し、意識啓発に努めている（右図）。

洪水危険地域における加入率

- ミュンヘンリーによると洪水保険の加入率は77%に及ぶ一方、洪水危険地域に限ると加入率は低迷している。例えば、洪水が頻発するNew South Wales州、Queensland州の加入率はそれぞれ2%、5%に留まる。
- 原因として、洪水危険地域では洪水単体の保険料が1-2万豪ドル/年（80万-160万円/年, 1豪ドル=80円換算）と非常に高額であることが指摘されている。なお、Queensland州の平均保険料は千ドル/年前後である。
- 実際にオーストラリア東部で洪水被害を受けた住宅の多くが洪水保険に加入していないことも指摘されている。



オーストラリア国内のハザードマップの分布
出所：Australian Flood Risk Information Portal



2010年10-12月降水量の統計データとの比較
出所：Bureau of Meteorology, Australia

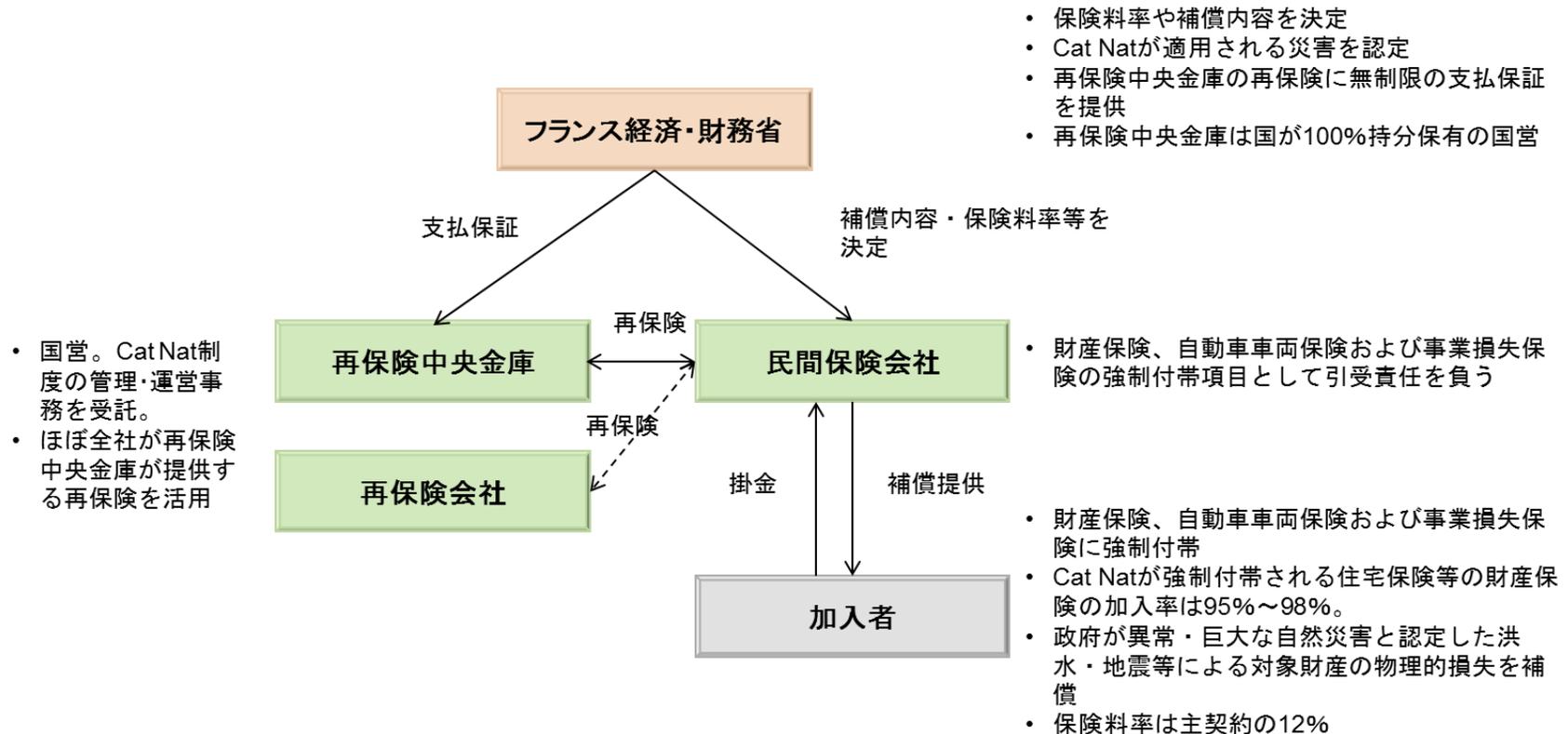
参考：Munich RE(2016) “Flood insurance covers – Government and insurers need to work together”
<https://www.munichre.com/australia/australia-natural-hazards/australia-flood/economic-impacts/index.html>
 NNA ASIA(2013) “洪水保険未加入、4軒に1軒”
<http://www.nna.jp/articles/show/20130131aud004A>

諸外国の保険制度【フランス(水害含む)】

- フランスでは、1981年に大きな被害をもたらした洪水災害を契機に巨大自然災害保険制度(Cat Nat)を創設。
- 政府が異常・巨大な自然災害と認定した洪水・地震等による対象財産の物理的損失を補償する制度で、保険料率や補償内容はフランスの経済・財務省が決定しており、財産保険・自動車車両保険・事業損失保険に強制付帯している。

フランス(強制加入)

▶ フランスでは1981年にソーヌ川、および、ローヌ川で洪水が発生しフランス南西部に大きな被害をもたらしたことを契機に、1982年に巨大自然災害保険制度(Cat Nat)が創設された。



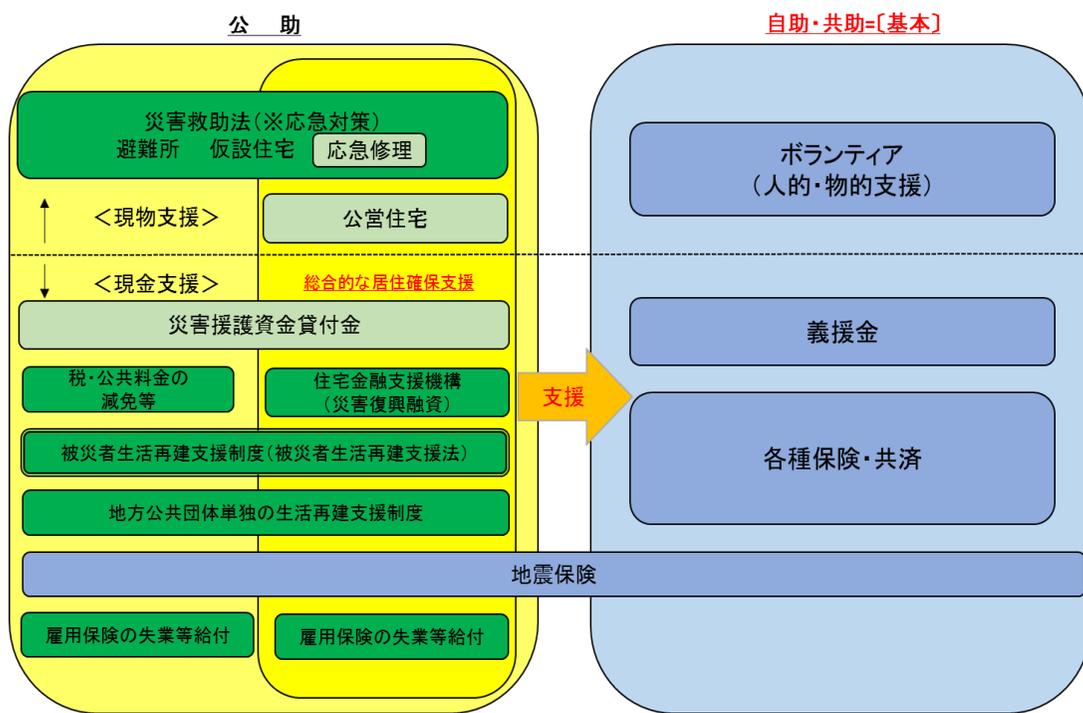
【論点4】保険・共済と他の施策との連携・役割分担について

- ・保険・共済制度と被災者生活再建支援制度等の公助はどのような役割分担をすべきか。
- ・保険・共済への加入を促進させるため、公助についてどのようなことに留意すべきか。
- ・耐震改修等の自助(リスクコントロール)について、保険・共済制度や公助とどのように連携していくべきか。

■ 自然災害が発生した場合、住宅の再建等、居住の確保については、保険・共済等の「自助、共助」が基本であり、「公助」でそれを側面的に支援するということが基本的な考え方である〔「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について(抄)」別紙1「被災者生活再建支援制度の拡充について」(平成16年4月1日府政防第361号内閣府政策統括官(防災担当)通知)〕

■ 生活再建のためには、自助、共助、公助の3つが適切な連携を図り、限られた資源・資金を効率的に活用して最大限の効果をあげるようにすることが重要である(平成24年11月「地震保険制度に関するプロジェクトチーム」報告書)。

自然災害による生活再建の全体像



【H26.5被災者に対する国の支援の在り方に関する検討会資料より】

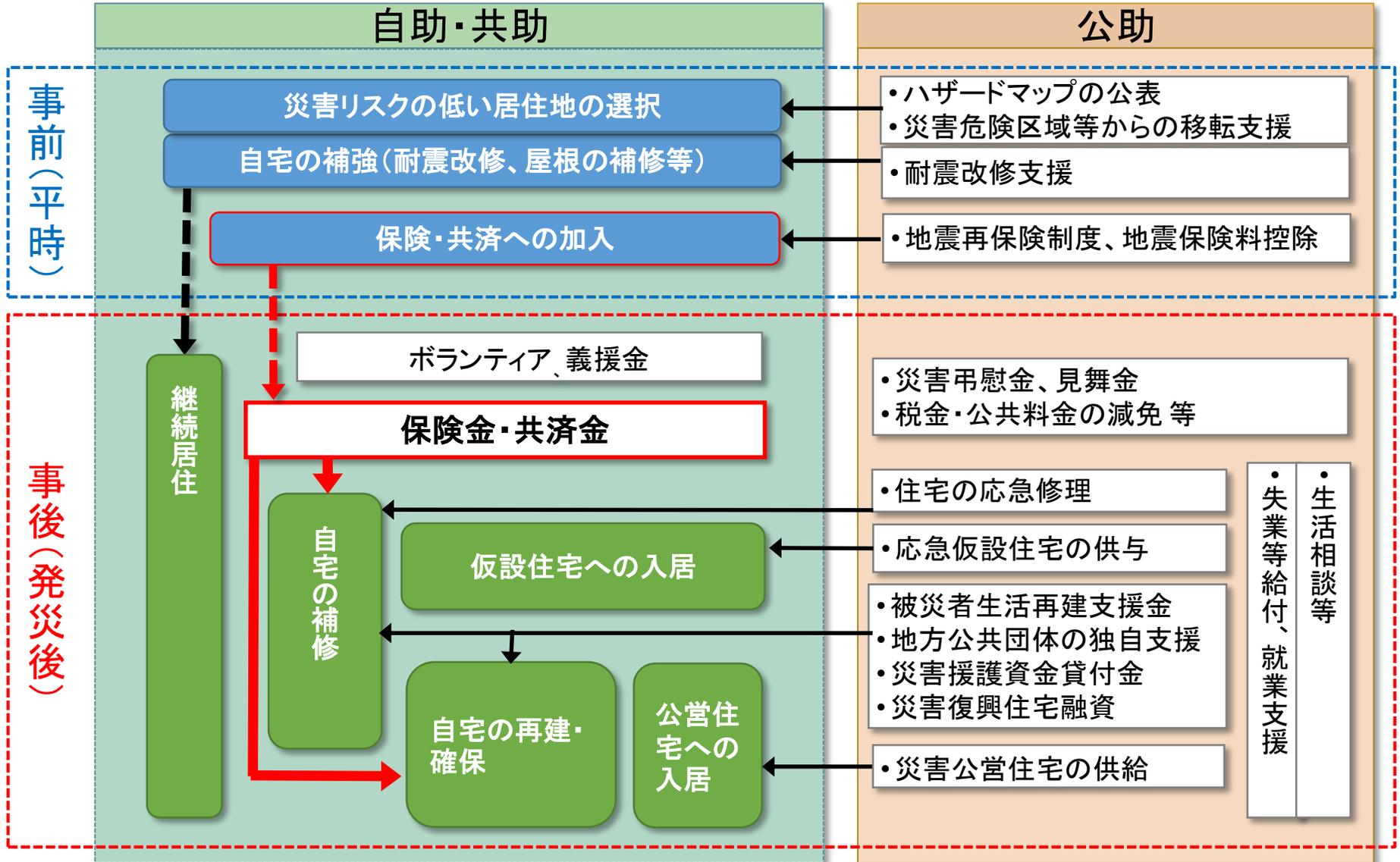
東日本大震災における支払状況	支払件数 (H28. 3月末現在)	支払金額 (H28. 3月末現在)
【自助・共助】 地震保険	801,254件 ※1	約1兆.2700億円 ※1
【自助・共助】 JA共済	681,124件 ※2	約9,300億円 ※2
【自助・共助】 日本赤十字社等義援金	2,241,800件 ※3	約3,600億円 ※3
【公助】 被災者生活再建支援金	192,997件 ※4	約3,200億円 ※5

- ※1 日本地震再保険(株)調べ。住家以外の被害への支払いを含む。
- ※2 JA共済調べ。住家以外の被害への支払いを含む。
- ※3 内閣府調べ。住家以外の被害への配分を含む。
- ※4 内閣府調べ。基礎支援金のみ。
- ※5 内閣府調べ。加算支援金含む。

公助メニューの例	内容
住宅・建築物安全ストック形成事業〔国土交通省〕	建物所有者が実施する住宅・建築物の耐震診断、耐震改修等に対して、国と地方公共団体で財政支援を行う。
長期優良住宅化リフォーム推進事業〔国土交通省〕	既存住宅の長寿命化等に資するリフォームの取組みに対して、国で財政支援を行う。

■住宅再建・生活再建については、自助・共助による対応のほか、様々な公的支援制度が準備されており、これらを効果的に活用することにより、自宅の被害軽減と自己資金の確保を実現し、円滑な住宅再建を図ることが可能となる。

住宅再建・生活再建の枠組み



地震保険に加入した場合の保険料負担等事例(東日本大震災を参考として試算)

- 全壊被害の住宅再建について、公的支援(被災者生活再建支援金や災害復興住宅融資等)を活用しつつ、地震保険に加入した場合と非加入の場合の返済・保険料額の総額を試算すると、事前に保険に加入をしておいた方が少額となる。(注:地震保険は「事前」の備えであるが、試算上はあくまで被災後に付加する保証額としている。)
- 地震保険の保険料については、耐震化等による割引がある。
- なお、被災者生活再建支援金は、東日本大震災では累計約3,280億円(平成28年10月末時点)支給されており、全壊世帯数が約22倍と想定される南海トラフ地震が発生した場合、総計約8兆4千億円の支給額と試算される。

■ 全壊被害からの住宅再建のデータ分析 (東日本大震災を参考に試算)

区分	内容	自助共助公助	【参考】東日本大震災で試算	【試算1】地震保険未加入	【試算2】地震保険加入
支出	住宅新築費用[万円]※1		2,470	2,470	2,470
収入	生活再建支援金	公	300	300	300
	義援金 ※2	自共	112	112	112
	地震保険 [万円]	自共、公	408 ※6	0	1,235
預貯金の持出額		自共	0	0	0
借入	災害復興住宅融資など ※3 [万円]	公	1,650	2,058	823
返済・保険料	借入返済 [円/年] ※3		503,548	648,236	251,164
	火災保険 [円/年] ※4		41,143	0	41,143
	地震保険 [円/年] ※5		18,400	0	18,400
	合計[円/年]		563,091	648,236	310,706

■ 耐震化等による地震保険料の低減

非耐火構造, 宮城県, 保険金額1235万円
 ・保険料 **18,400円/年** **耐震割引10%**
 耐震による低減
 ・保険料 **10,250円/年** **耐震割引50%**
 耐火構造による低減
 ・保険料 **5,190円/年** **耐震割引50%**

- 1) 南海トラフ地震の推定全壊住家
 = **238万世帯**: 東日本大震災の約22倍の見通し
- 2) 東日本大震災の支援金支給額
 = 約3,280億円 (平成28年10月末。現在でも毎月11億円程度支給中)

南海トラフ地震の支援金支給額
 = **8兆4,000億円(試算)**

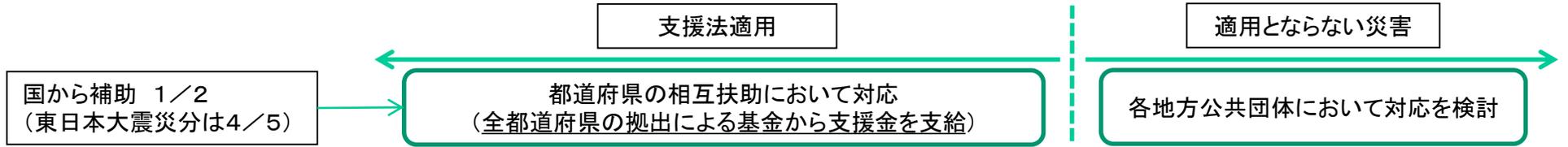
※1: 出典:住宅金融機構「住宅金融2013年冬号」 ※2: 宮城県資料
 ※3: 金利0.38%固定 返済期間35年で試算, 【試算1】は金利0.38%の上限1650万と金利1.28%の特別融資408万円の35年返済で試算

※4: 対象は水害含む全災害, 非耐火構造, 保険金額2470万円, 期間35年の条件で保険料の総額を120万円として計算した額
 ※5: 非耐火構造、耐震割引10%, 保険金額1235万円のときの、宮城県での保険料(損保協会HP) ※6: 支出-(支援金+義援金+借入)の計算で求めた金額

被災者生活再建支援制度の概要

1. 制度の趣旨

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。



2. 制度の対象となる自然災害

10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村等

3. 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

4. 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる

(※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊(3. ①に該当)	解体(3. ②に該当)	長期避難(3. ③に該当)	大規模半壊(3. ④に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

5. 支援金の支給申請

(申請窓口) 市町村

(申請時の添付書面) ①基礎支援金： 罹災証明書、住民票 等

②加算支援金： 契約書（住宅の購入、賃借等） 等

(申請期間) ①基礎支援金： 災害発生日から13月以内

②加算支援金： 災害発生日から37月以内

水災補償付保険・共済に係る補償内容による自己負担金額の違い・保険料試算例

補償内容	保険金・共済金の額及び自己負担額 (全壊の場合)				保険料試算例 (建物)(年間)
水災補償あり (再調達価額 による契約)	保険価額・ 共済価額	復旧に必 要な金額	保険金・共 済金の額	自己負担額	【木造一戸建】 3.2万円～8.4万円 (茨城県内4.0万円)
	再調 達価 額	2000 万円	2000 万円	なし (免責金額 のみ)	【鉄骨造一戸建】 1.6万円～2.9万円 (茨城県内1.8万円)
水災補償あり (時価による 契約)	保険価額・ 共済価額	復旧に必 要な金額	保険金・共 済金の額	自己負担額	(現在は一部の保険・ 共済のみ)
	時価 額	2000 万円	1200 万円	800 万円	(現在は一部の保険・ 共済のみ)
水災補償なし	保険価額・ 共済価額	復旧に必 要な金額	保険金・共 済金の額	自己負担額	【木造一戸建】 2.3万円～7.5万円 (茨城県内3.1万円)
	水災 補償 なし	2000 万円	なし	2000 万円	【鉄骨造一戸建】 1.3万円～2.6万円 (茨城県内1.5万円)

水災補償が
ある場合と
ない場合で、
保険料の
差は年間
0.3万円～
0.9万円程度

※保険料試算例(年間)は大手損害保険会社の商品における標準的な補償プランによる参考値。
(2000年築・建物保険金額2000万円・1年契約)

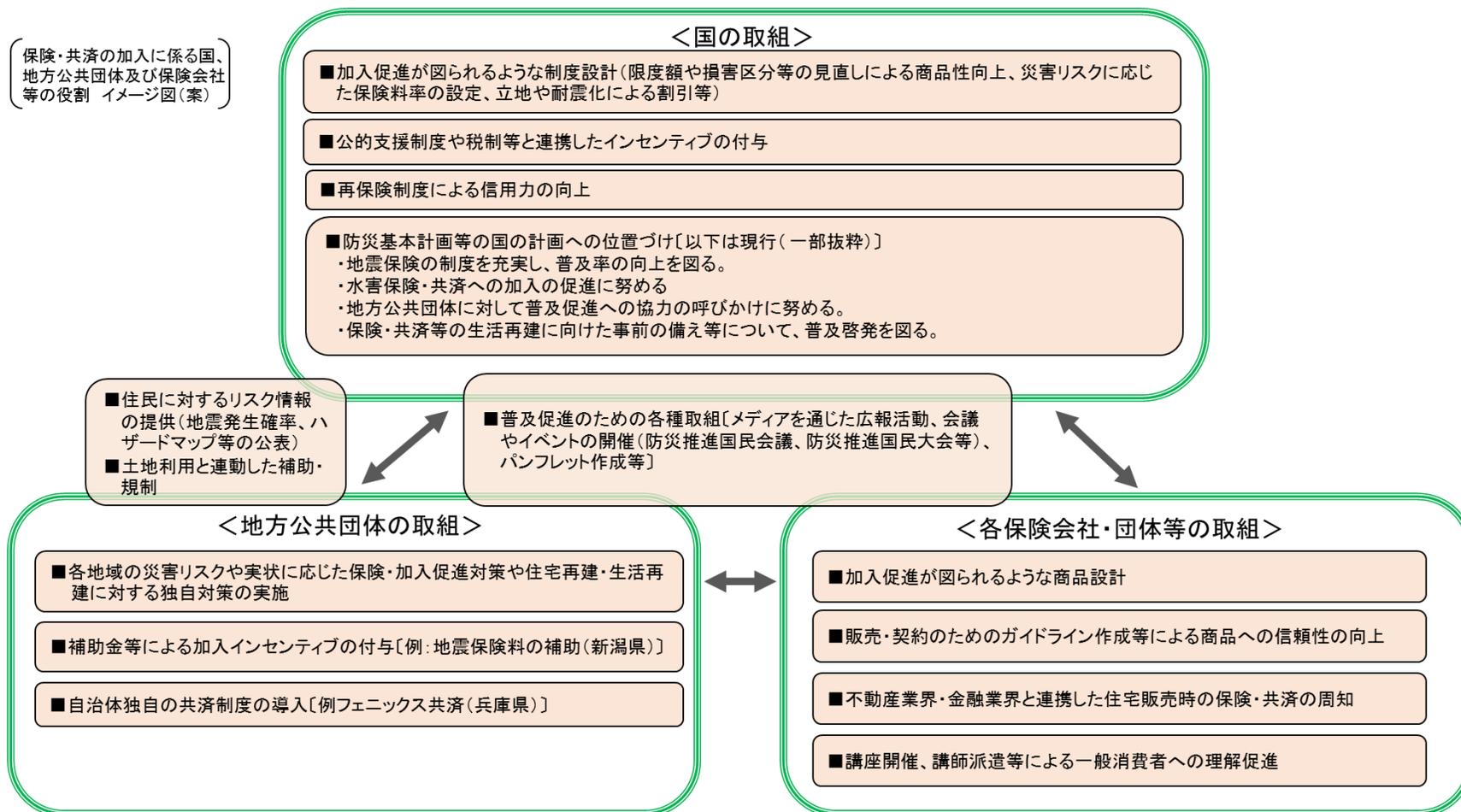
※保険金・共済金の支払額が縮小される保険・共済契約もある。

※見舞金相当額や損害程度によらずに定額の一時金のみが支払われる保険・共済もある。

【論点5】保険・共済の加入に係る国や地方公共団体の役割について

- ・保険・共済の加入について、公的主体がどのように関与すべきか。
- ・国、地方公共団体はそれぞれどのような役割を担うべきか。
- ・保険会社や共済組合の団体等とどのように連携していくべきか。
- ・保険・共済について、国の計画等(防災基本計画等)でどのように位置づけるべきか。

■国、地方公共団体、民間団体・事業者がそれぞれの特性を生かし、普及促進に向けた仕組みの検討、相互の情報共有・連携強化等の取組を進めていくことが必要。



地震保険制度に関するプロジェクトチーム報告書のポイント

1. 総論

○地震保険制度の役割

- ・地震保険は、リスクに備えた「保険」としての側面と社会的な「連帯」の仕組みとしての側面を持つが、**双方のバランスが重要**
- ・地震保険は国の信用力が裏付けだが、その信用力にも限界があることを前提に、被災者生活再建支援制度等、**他の施策や民間商品との役割分担も**図りつつ制度設計を考える必要

○官民負担のあり方

- ・地震保険は民の負担力を超えるところを国が再保険する**官民共同の保険**であり、民間も保険責任を負う現行の基本的枠組みを維持
- ・ただし、その責任が過大になると金融市場における連鎖的な信用危機を惹起する懸念があることから、**民間が過大な負担にならないよう配慮すべき**

喫緊の課題

震源モデルの改定と合わせて速やかに対応すべき課題

2. 強靱性

- ・巨大地震で民間準備金が激減した場合、補正等で、民間保険責任を減額する必要
- ・連続巨大地震が発生し、減額が間に合わなければ、民間は準備金の裏付けのない保険金支払い義務を負う

⇒保険金支払いに支障が生じるとともに、金融市場における連鎖的な信用危機を惹起するリスク

○民間準備金枯渇後の対応

- ・巨大地震発生から補正予算によるレイヤー改定までの間をつなぐ方策(レイヤーの自動改定等)について検討の上、早急に導入すべき

3. 商品性

○損害区分(全損、半損、一部損)

- ・損害区分については、迅速な支払のため3区分としており、僅かな損壊割合の差で保険金に大きな格差が出る懸念
- ⇒格差縮小のため損害区分の細分化が考えられるが、**損害区分の細分化は、迅速性への悪影響や査定を巡る苦情増加等の懸念の解消が前提**
- 損害査定方法の見直し結果次第では、細分化の可能性が開けると期待(損害査定方法の見直し)
- ・首都直下地震等に際しても査定の迅速性を確保できるよう、**巨大地震を想定した新たな損害査定の手法(オプション)について要検討**

○住宅ローン問題

- ・住宅ローンを抱える被災者の負担を緩和する一助とするため、**金融機関、損害保険会社及び宅建業者が連携して、住宅ローン債務者に対して地震保険への加入を促進すべき**

○マンション問題(付属物の損害査定)

- ・マンションにはライフラインやエレベーター等の付属物に損害が生じると居住継続が困難になる固有の特性
- ⇒戸建住宅との公平性や査定の迅速性に配慮しつつ、**マンション固有の特性に対する査定のあり方について要検討**

4. 保険料率

○保険料率見直しの前提

- ・保険料率は(準備金の回復ではなく)あくまでも**将来の地震リスクに基づくもの**でなければならない
- ・料率改定にあたり、改定理由について、加入者への十分な説明が必要

○等区分

- ・現行制度ではリスクに応じて等区分(現行4区分)による料率格差があるが、震源モデル見直しによる更なる格差拡大の可能性
- ⇒等区分による料率格差は合理的な説明のつく範囲で平準化の方向で見直すべき

○耐震割引

- ・耐震化のインセンティブ強化のため、耐震割引にメリハリを効かせるべき
- (手続きの簡素化)
- ・制度の活用を促進するため、**割引適用に係る手続きの簡素化について要検討**

3. 商品性

引き続き議論すべき課題

○付保割合

- ・リスク量等の増大を回避しつつ、付保割合を引き上げる一方策として、「付保割合100%、全損のみ」オプションの導入が考えられるが、消費者に困難な選択を迫ることになりかねない。消費者に対する適切なリスクコンサルティング等の環境整備を進めることを前提に検討

4. 保険料率

○立地割増・立地割引

- ・リスクコントロール機能向上のためには、立地によるリスク(地盤特性による揺れ・液状化リスク、沿岸部の津波リスク等)を料率に反映させることが望ましいが、立地による料率格差について契約者の納得感が得られるまでに**リスク算出の信頼性を高めることができるか検討**

「地震保険制度に関するプロジェクトチーム」フォローアップ会合 議論のとりまとめの概要（平成27年6月24日）

損害査定の特典化

首都直下地震等に際しても迅速な損害査定が確保できるように、新たな手法を検討。

○損害保険業界に対して、「自己申告方式の拡大」「モバイル端末による調査」「電話ヒアリングの活用」を要請。

○損害保険業界に対して、業界横断的に立会調査を行う共同取組の検討を要請。

マンション付属物の損害査定

損害査定の迅速性の観点から主要構造部（柱等）を査定対象としているが、マンション付属物（エレベーター、水槽）を査定対象に追加することの可否を検討。

○保険金額は付属物を含む建物全体の価額を基に設定。付属物が損傷した場合は、主要構造部も損傷している可能性が高いため、査定対象に追加する必要はない。

○損害保険業界が、付属物が査定対象ではない事実や理由を丁寧に説明する必要。

損害区分の細分化

現行の損害区分（3区分）では、僅かな損害割合の差で保険金に大きな格差が発生。

保険金支払割合の格差縮小を図る方策として、要否や内容を検討。

○「半損」を分割し、損害区分を3区分から4区分に細分化。

保険金支払割合の格差を縮小しつつ、深刻な被害を被った保険契約者に対する補償を充実。

損害の実態に照らした保険金支払割合に近づける。

○細分化により、震源モデルの更新等に伴い必要となる地震保険料率の引上げ幅を抑制可能。

地震保険料率

全国平均19%の引上げが必要となる今回の料率改定に際して、留意すべき事項を整理。

○地震保険料率は、地震被害のリスクを速やかにかつ適切に反映させることが望ましい。一方で、加入率確保の観点から、複数段階に分けて地震保険料率を引上げることも考えられる。その場合、保険料収入が不足する期間が長期間続く場合における制度の強靱性への影響、長期的な収支相償の確保、保険契約者や消費者の制度や地震保険料率に対する信頼性への影響に留意すべき。

○料率体系のわかりやすさの観点などからすれば、今回の地震保険料率の最終改定時には、同一等地内で適用される地震保険料率の数が現在よりも増えることがないように検討する必要。

自治体独自の共済制度の例(新潟県・兵庫県)

【新潟県 地震保険料への補助】

～木造住宅部分補強・地震保険等加入促進事業～

新潟県では、地震保険料(共済掛金)と部分補強等工事費用をセットで補助しています。

木造住宅部分補強・地震保険等加入促進事業(概要)

対象 耐震化されていない古い木造住宅に住む高齢者又は障がい者を含む世帯

内容 地震保険料等と部分補強等工事費用をセットで補助(いずれも市町村補助に上乗せです)

補助内容

地震保険料等

- 地震保険料等の1/4(上限3千円)(県1/4、市町村1/4、個人負担1/2)
- 保険期間により最長5年分まで補助

部分補強等工事費用

- 居室や居間等の耐震補強 市町村補助額の1/3を補助
- 耐震シェルター等の設置 (上限10万円)

全体改修工事費用

- 建物全体の耐震補強 市町村補助額の1/2を補助(上限15万円)
- ※地震保険料等を補助していない市町村もあります。

【例】地震保険1千万円に加入(1年契約)、90万円の部分補強工事(市町村補助率2/3)の場合

地震保険料	部分補強工事
個人負担 12,700円	個人負担 30万円
個人負担 6,700円	市町村補助 60万円
県補助 3,000円	市町村補助 60万円
市町村補助 3,000円	個人負担 20万円
	県補助 10万円

◎申請手続きについては、下記の市町村にお問い合わせください。

【問い合わせ先(平成27年8月現在)】

- ◇長岡市(都市開発課) TEL:0258-39-2226
- ◇見附市(建設課) TEL:0258-62-1700
- ◇新発田市(建築課) TEL:0254-26-3557
- ◇妙高市(建設課) TEL:0255-74-0026
- ◇小千谷市(建設課) TEL:0258-83-3514
- ◇出雲崎町(建設課) TEL:0258-78-2296

(本事業は、市町村を通じた間接補助であるため、県と同一の制度を実施している市町村に住む方が対象です。)

◇新潟県(新潟暮らし推進課) TEL:025-280-5112

新潟県地震保険・共済普及協議会
『地震保険・共済ガイドブックより』

【兵庫県 フェニックス共済】

自然災害から「住まい」「家財」を守る
兵庫県住宅再建共済制度

フェニックス共済

フェニックス共済では、これまで半壊以上を給付対象としてきましたが、新たに一部損壊(損害割合10%以上20%未満)を給付対象とする制度(一部損壊特約)が平成26年8月1日からスタートします(加入申込みは4月から受け付けています)。災害への大切な備えとしてぜひ加入の検討をお願いします。

小さな負担で大きな支援

県内に住宅をお持ちの方の住宅再建共済制度

年額5,000円で
最大600万円の給付

※市町が発行する防災証明書で半壊以上の認定が必要です

県内に再住まいの方の家財再建共済制度

年額1,500円で
最大50万円の給付

※市町が発行する防災証明書で半壊以上又は床上浸水の認定が必要です

さらにワンコインで追加加入できます! **プラス 住宅再建共済制度に上乗せ加入でもっと安心!!**
※一部損壊特約のみにご加入いただくことは出来ません。

住宅再建共済制度(一部損壊特約)

年額500円で補修時等に25万円の給付

※市町が発行する防災証明書で一部損壊(損害割合10%以上20%未満)の認定が必要です。

住宅の被害認定
全壊 年額5,000円で最大600万円
大規模半壊 一部損壊特約で給付対象となる部分
半壊 年額500円で補修等に25万円
一部損壊(損害割合10%以上20%未満)

この度、フェニックス共済では住宅が自然災害により半壊に至らない被害を受けた場合についても、共済給付金を給付することが出来るよう制度を拡充いたしました。

従来の住宅再建共済制度では給付対象外となっていた一部損壊(損害割合10%以上20%未満)について、年額500円の負担金で、補修時等に25万円を給付する制度が平成26年8月1日からスタートします。

※一部損壊特約は2月1日より新にお申し込みいただいた場合加入が8月1日よりとなります。

平成26年8月1日スタート!!

安心を 共に育む フェニックス共済

フェニックス共済は兵庫県が条例に基づいて実施する「安全」「安心」の制度です。

フェニックス共済の大きな特色だよ!

- 1 地震、津波、風水害、豪雪、竜巻などあらゆる自然災害が対象です。
- 2 地震保険や他の共済に加入しても加入でき、給付が受けられます。
- 3 住宅の延年数や規模等と関係なく、定額負担で定額給付です。

フェニックス共済の概要

住宅再建共済制度

加入者	県内に住宅をお持ちの方
負担金	年額5,000円
対象	県内に存在する住宅
対象被害	地震、台風、水害等あらゆる自然災害
共済期間	毎年4月1日から1年間
給付金	給付対象 給付金
半壊以上で建築・購入	600万円
全壊で補修	200万円
大規模半壊で補修	100万円
半壊で補修	50万円
半壊以上で建築・購入・補修などをせず、賃貸住宅に入居した場合など	10万円(居住用給付金)

家財再建共済制度

加入者	県内に再住まいの方
負担金	年額1,500円
対象	県内に存在する住宅にある家財
対象被害	地震、台風、水害等あらゆる自然災害
共済期間	毎年4月1日から1年間
給付金	給付対象 給付金
全壊で購入・補修	50万円
大規模半壊で購入・補修	35万円
半壊で購入・補修	25万円
床上浸水で購入・補修	15万円

※住宅再建共済は、県内に住宅をお持ちの方は、300万円になります。
※居住用特約については、その居住用特約加入者です。次の給付対象となります。
①賃貸住宅 県内に存在する賃貸住宅に居住する方が対象となります。
②居住用特約の給付対象となります。

プラス 一部損壊特約

加入者	住宅再建共済制度加入者のうち希望される方
負担金	年額500円(住宅再建共済負担金に追加)
対象被害	地震、台風、水害等あらゆる自然災害
共済期間	毎年4月1日から1年間
給付金	給付対象 給付金
一部損壊(損害割合10%以上20%未満)で建築・購入・補修した場合	25万円
一部損壊(損害割合10%以上20%未満)で建築・購入・補修などをせず、賃貸住宅に入居した場合など	10万円(居住用給付金)

※一部損壊特約は損害割合10%以上20%未満が給付対象となります。
※半壊以上については、従来の住宅再建共済制度の給付対象となります。

住宅再建共済と家財再建共済の同時加入や、複数年一括支払い加入(3・5・10年)により割引があります。詳しくは下記までお問い合わせいただくか基金HPをご覧ください。

兵庫県企画開発部防災企画局復興支援課
☎078-362-4339(平日9:00~17:00)

(公財)兵庫県住宅再建共済基金
☎078-362-9400(平日9:00~17:00)

フェニックス共済 検索

兵庫県作成リーフレット